

第一類 第六號

第七回 国会
衆議院
大蔵委員会議録 第

三四五

出席委員	委員長 川野 芳滿君、
理事大上	司君 瑞事北澤 直吉君
理事前尾繁三郎君	瑞事早稻田右二郎君
理事河田	賢治君 瑞事内藤 友明君
岡野	清蒙君 奥村又十郎君
甲木	保君 佐久間 徹君
高間	松吉君 田中 啓二君
塚田	十一郎君 苦米地英俊君
西村	直巳君 三宅 則義君
田中織之進君	宮腰 嘉助君
木村	榮君 竹村奈良一君
出席政府委員	
刑政長官	佐藤 麻佐君
(大蔵事務官)	平田敬一郎君
(主税局長)	
(大蔵事務官)	
(理財局見返)	
(大蔵事務官)	
(管財局長)	
(資金課長)	
(國稅局長官)	
委員外の出席者	
専門員	黒田 久太君
専門員	椎木 文也君
三月八日	
輸出信用保險特別會計法案 (内閣提出第九二号)	
保險業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第九三号)	
の審査を本委員会に付託された。	

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）
有価証券移転税法を廃止する法律案
(内閣提出第四八号)
法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五一号)
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五二号)
富裕税法案(内閣提出第五三号)
通行税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五四号)
資産再評価法案(内閣提出第八三号)
相続税法案(内閣提出第八四号)
所得税法等の改正に伴う関係法令の
整理に関する法律案(内閣提出第八
五号)

○川野委員長 これより会議を開きま
す。

九税法案を一括議題として、前回に
引き続き質疑を継続いたします。大上司
君。

○大上委員 二、三質問をいたしま
す。前回の委員会において、資料要求
の場合にちよつと触れておいたのであ
りますけれども、今度の所得税法の一
部を改正する法律案につきまして、ある
いはそのほかの五法律案の提案説明
理由書によりますと、今回のこの税法
の改正は相当長期間これを持続する。
すなわちこの中には、今回の税制改正
は税制全般にわたる改正で、一旦改正
された税制は今後相当期間持続せしめ
る前提のもとに立案した、このようない
提案理由について述べておりますが、もちろ

○川野委員長 これより会議を開きま
す。
九税法案を一括議題として、前回に
引き続き質疑を継続いたします。大上司
君。

資産再評価法案(内閣提出第八三号)
相続税法案(内閣提出第八四号)
所得税法等の改正に伴う関係法令の
整理に関する法律案(内閣提出第八
五号)

(内閣提出第五一號)
所得稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五二號)
富裕稅法案(内閣提出第五三號)
通行稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五四號)

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出（第四七号））
有価証券移転税法を廃止する法律案（内閣提出（第四八号））

ん今度のシャウブ勧告案によりますわが国租税体系というものが、これが機構の面まで及ぼして相当長期間にわたるということは、概念時には了とするのであります。が、私たちの考えといたしましては、税それ自体がすなわち国民の所得から生れるのであって、今次制定せられつつあるところの税法と並行して、国民所得がそのように変動のないものであらうかどうかという立法の趣旨を伺いたいと思います。なお補足いたしますと、この税と国民所得とは、論をつまでもなく密接な関係がある。だから国民所得を前提としてお考えになつた立案であるのか、あるいは法律によつて国民所得をそのまま持続せしめ得るものであるのか、この二点をまず伺いたいのであります。

○平田政府委員 今回の税制につきましては、今大上委員が御指摘通り、なるべく長期に持続し得るような税の制度を考えるということを前提にいたしております。それは結局におきまして、今回は非常に税の制度と申しますが、長期に安定した税制といふ場合におきましては、主としますが、そういう面から私ども考えておるのと、相當大きな改革を加えておるのであります。また所得税の制度の中等におきましても、それより相当詳細な点を設けまして、各人の扣税力に応じておるような課税のシステムを採用いたしましたが、それを、相当詳細な点を設けまして、各人の扣税力に応じておるわけであります。が、そういう

○平田政府委員 今回の税制につきましては、今大上委員が御指摘の通り、なるべく長期に持続し得るような税の制度を考えることを前提にいたしました。したがつて、この問題は、

足いたしますと、この税と国民所得とは、論をまつまでもなく密接な関係がある。だから国民所得を前提としてお考えになつた立案であるのか、あるいは法律によつて国民所得をそのまま

しましては、税それ自体がすなわち国民の所得から生れるのであって、今次制定せられたつあるところの税法と並行して、国民所得がそのように変動のないものであらうかどうかという立法

ん今度のシャウブ勧告案によりますわ
が国租税体系というものが、これが機
構の面まで及ぼして相当長期間にわた
るということは、概念時には了とする

点につきましてはなるべく長く持続される次第であります。ただ税率とか控除率等の問題は、若干そういう問題と個の問題になりますて、立案いたしておきどきにおきまして適切な率をきめるということに行くべきものと考える次第であります。物価事情、生産事情、国民所得の事情等に変動がありますれば、これはもちろんのこと税率、控除率等につきましてもそのときの状態に応じまして、妥当な修正を加えて行くべきことは当然であろうかと思いまして、申しますのは、税制のコンストラクションと言いますが、システムと申しますか、そういう点につきまして特に申します。しこうして長期に安定した税制とする次第申しますのは、税制と府県税、市町村税と、今はつきり税源を配分いたしておりますが、そういう角度を強調いたしておる次第であります。ことに国税と府県税、市町村税と、今後はつきり税源を配分いたしておりますが、そういう問題はとにかく變更すべきではないか。とにかく直接受税の場合におきまして正いたしておりますが、そういうふうありますから、主として税のシステムを申しますが構成と申しますか、そういう面につきまして特にさような点を論調いたしておる次第であります。國民所得の変動や物価事情、生産の事情等がかわりました場合におきまして、税率、控除等の調整を情勢の変化に応じて

ションと言いますか、システムと申しますが、そういう点につきまして特に申しますが、そういう角度を強調いたしておる次第であります。ことに国税と府県税、市町村税と、今回はつきり税源を配分いたしておる方針を申します。

ば、これはもちろんのこと税率、控除額等につきましてもそのときの状態に応じまして、妥当な修正を加えて行くこと、いうことは当然であろうかと思います。こうして長期に安定した税制によること

そのときの財政の需要それから国民所得の変動等と関連しまして、そのときにおきまして適切な率をきめるということに行くべきものと考える次第であります。物価事情、生産事情。

点につきましてはなるべく長く特編しておけるような考え方で、立案いたしておられる次第であります。ただ税率とか控除率といふ問題は、若干そういう問題と別

ましてやつて行くということは、これは私どもとしましては当然なすべきことではなかろうかと考えるのでござります。なお国民所得につきましては、私どもはしよつちゆうその国民所得がどういうふうに動いて行きつつあるか、分配の状況がどういう姿になつておるかということは、もちろん立案の際におきまして重要な検討資料にいたしておるのであります。そういう点につきましてもいろいろな角度から検討を加えまして、そのときとして妥当な税制を樹立することに努めておる次第であります。

して、いわゆる国民の租税負担の基礎條件たるところの国民所得を、安本案その他によつて大体の数字は承知しておるのでござりますが、あらためて主査局長に本法案を立法するにあたりま
で、大臣より御了解の上、大体の

を加えまして、そのときとして妥当な
税制を樹立することに努めておる次第
であります。

どういうふうに動いて行きつつあるか、分配の状況がどういう姿になつておるかということは、もちろん立案の際におきまして重要な検討資料にいたしておるのであります。そういう点につきましても、(角度)つとめ付

ましてやつて行くということは、これは私どもとしましては当然なすべきことではなかろうかと考えるのでござります。なお国民所得につきましては、

であります。大体この経済安定本部の国民所得の研究には、主税局の関係者もじじゅう参加させまして、できるだけ相互の研究の材料にするよう考え方で仕事を進めておるのであります。それによりますと、大体これは資料としてお配りしてあるかと思いますが、二十五年度におきましては二十四年度に比べまして、総額において二十四年度が三兆七百七十億が、二十四年度におきましては三兆二千五百二十億ぐらいに増加する。それから内訳は二十四年度はまず農業所得は五千九百六十億ですが、それが二十五年度におきましては六千四百十三億円程度に増加する。それから商業の所得は二十四五年度が九千二百五十五億が、二十五年度においては一兆三百三十五億程度に増加する。個人の賃貸利子所得等は、二十四年度が三百九十八億に対しまして、二十五年度は四百四十九億、大まかに物価水準は、大体九月の水準が横ばい言つてさようなところで、その他全体を合計いたしまして、先ほどのような増加を見る見込みであります。これは所得のふえる部分が大部分であります。従いまして今私どもがかような推計を立てておりますような状況に、国民所得が動いて参ります場合におきましては、今までの物価水準の單純な騰貴によります国民所得の名目的な増加と違いまして、生産の増加による実際の国民所得の増でありますから、生産があふれるということが予想通り参りますならば、あるいはまた政府の施策としましては、そうふえるようにおそらくあらゆる施策を講じなければな

ならないと思いますが、そういうことに相なりりますれば、実質的に国民所得がふえて行く。従いましてそういう見地から申しますと、租税力は増加するということも言い得るのじやなかろうかと思います。大体大きなところはさようなどころで、また小さいところはさらに御質問によつてお答えいたしはます。

○大上委員 ではもう一つお尋ねいたしましますが、現在考えておられぬことは大体了承するのであります。しかしこれが急激に来た場合には、何らか税法上のいわゆる国税徴収法の改正をせられなければならぬと思いますが、全然主税局としてはお考えになつておらないことと今の御趣旨でわかりました。が、それではあまりにも準備が不行き届きでないか。もちろん經濟は動くのであります。従つて国民所得も変動いたします。だからそういうもので、この税法の立法趣旨が、相当長期にわたり改正せないという意思表示をなさつておる限り、もちろんその調整はさいぜんの扶養控除、基礎控除等によつて調整して行くことは了承したのですが、少し考え方があまり場当たり過ぎではないだろかということを思われるのですが、これについてさらに局長のお考え方を聞いてみたいと思います。

たつて、納稅書それを自体が扱いにくくしてしまっておらぬためか、過去におきましてわれ／＼が徵稅目標と言ひ、あるいは最後において努力目標と伺つておりますが、各国税局並びに税務署で割当をした。従つてこれが形態として生れたのは例の更正決定であります。が、そなりますと今度新法を使いまして、いわゆる青色申告制度といふものが採用せられておりますが、これにつきましても非常に疑義があります。たとえばこの申告制度を実施したにつきましても、役所といいますか、調査官の見方によりましてそれが狙う場合も、おのずから私法を見せてもらつておりますと、やはり更生決定といふものにあるよう思ひます。従つてこの申告制度と賦課制度の問題で、この青色申告をどの程度主税局といたしましては、すなはち政府といたしましては認められますか、その点を伺いたいと思います。

御本人が申告がなされた事実と重複する
査した結果と違うか、その違う理由を
更正決定に付記しましてそろして決
定をやる。もちろん事前によく話をし
まして、極力申告で納めてもらうよう
にするということは必要かと思ひます
るが、建前といたしましてはさような
ことに相なるのであります。従いまし
て、大体今回の趣旨に従いまして帳簿
が正しく記載され、これに基いて申告
が行われておる場合においては、申告
通りで更正決定はしなくて済む。し
かし帳面の記載が事実に即していない
場合、あるいはその記載に基きます
所得計算が税法の原則に即しないで申
告されている、そういう場合において
はその理由をはつきりいたしまして更
正決定をする。こういうことに相なる
うと思います。希望といたしましては
できるだけ多くが申告できるような方
向に行きますように、私どもとしまし
ても鋭意努めたい。かように考えてお
ります。

んがある。そのふるのボイラーがこわれた。従つてこれは大修繕になつて来た。その事業年度間における所得は、これだけ経費でかかつておるのだから、たとえばこれは当然利益から差引いてもらえるもの。すなわち損金処分としてやつてもらえる。こう考えておますが、調べられた人はそれだけは経費に見られない。すなわちここに問題は償却という問題と、あるいは当期において不可抗力によつたところのその他の諸掛といふような面を経費面で認めなくてはならない。ここに大きな相違が出て来るのではないかと思います。従つて善良なるといいますか、善意に解釈してこれを法人に適用した場合において、その經理担当者はこれは当然会社の損金処分であるべきだといふので、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所の調べによつてこれが否認せられたということになり出でますと、國民それ自体が善良に計算し出でますといふ場合について、役所と大まことに見ておれば、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておりましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

○平田政府委員 所得税にしろ法人税にしろ、御指摘のように所得をどううふうに見るかといふ問題が実は一番

むずかしい。しかも重要な問題であります。この点についてはそれ／＼所得税法、法人税法におきまして大原則は示しておるのあります。それから今お詫の税金を損金にするかしないかというような問題につきましては、所得税その他の――今度は住民税もそうであります。純然たる課税は損金に見ない。しかし從來の営業税あるいは今までの事業税、今度の附加価値税、こういうものは当然損金に見られるわけですが、そういう基本的の問題につきましては、税法等にも相当規定があるわけであります。しかしながらこれは非常に問題が多いので、もちろん結果においてすべての規定を網羅して規定することは困難でございますが、できる限り税法並びにそぞれに基く施行規則、施行細則等であります。もちろん結果においてはよくわかります。それが否認せられたとつきりいたさまで、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておきましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

○平田政府委員 すなわち損金処分としてやつてもらえる。こう考えておますが、それは、所得税にしろ法人税にしろ、その機構が確定せられることもわざりますが、できる限り税法並びにそぞれに基く施行規則、施行細則等であります。もちろん結果においてはよくわかります。それが否認せられたとつきりいたさまで、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておきましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

○平田政府委員 すなわち損金処分としてやつてもらえる。こう考えておますが、それは、所得税にしろ法人税にしろ、その機構が確定せられることもわざりますが、できる限り税法並びにそぞれに基く施行規則、施行細則等であります。もちろん結果においてはよくわかります。それが否認せられたとつきりいたさまで、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておきましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

○平田政府委員 所得税にしろ法人税にしろ、御指摘のように所得をどううふうに見るかといふ問題が実は一番

ざいますが、今後さよくな点につきましてはなるべく通牒の趣旨等を公開しまして、これからどうしても見解が一致しないかというような問題につきましては、所得税その他の――今度は住民税もそうであります。純然たる課税は損金に見ない。しかし從來の営業税あるいは今までの事業税、今度の附加価値税、こういうものは当然損金に見られるわけですが、そういう基本的の問題につきましては、税法等にも相当規定があるわけであります。しかしながらこれは非常に問題が多いので、もちろん結果においてはよくわかります。それが否認せられたとつきりいたさまで、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておきましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

○平田政府委員 すなわち損金処分としてやつてもらえる。こう考えておますが、それは、所得税にしろ法人税にしろ、その機構が確定せられることもわざりますが、できる限り税法並びにそぞれに基く施行規則、施行細則等であります。もちろん結果においてはよくわかります。それが否認せられたとつきりいたさまで、勘定科目を立てまして差引いたしましたところが、役所と大正決定をしなければならぬといふことにつきましては、事前に置いてこれだけの経費は認めてやる。これだけのものは損金で落すことにはできない。たとえば過去においてははつきりしておきましたが、この所得税は益金に入れ行く。ところが營業税は、これは同じ税金であつて、しかも同じ公課であるけれども損金として認める。こういふ点をもつとはつきりした基準をお示しになる意向があるかないか尋ねました。

する当局の御意見を伺いたいと思いま

す。

○平田政府委員 第三者の通報制度には、今お話をのように申告課税の原則に従いまして、かような制度を設けて今まで運用いたしておるのであります。

それによりまして、相当な脱税事件を発見したような例もあるようであ

ります。と同時に、必ずしも的確な通報ではなくて、所期の効果が現われなかつたものもあるようあります。こ

の点につきましては、実は所得税法でも第七十三条に規定がありまして、他

人の所得に対しまして、政府に対し五

十四條に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、三年以下の懲役また一万円以下の罰金に処すといふこ

とになつております。虚偽の報告された方

におきましてもやはりよほど事実を確

かめた上で、あるいは知つてゐる範囲

内におきまして確実な場合において通

報してもらひます。虚偽の報告をしたよ

う場合におきましては、それへ税法の規定に従つて制裁がござりますの

が、法律の趣旨であることを申し上げ

ておきます。

○大上委員 私のお尋ねしたのはそ

でなくして、なるほど虚偽の申告をした者についての法的な國家の制裁はよく承知しておりますが、それに乗つて莫大

なる損害をした場合に、国家が補償してやる義務があるべきではないかといふ点をお尋ねしておるのでござります。

○平田政府委員 政府の調査権は、何

もこういう一つの通報がない場合におきましても、必要がある場合には別に調査ができるわけでありまして、調査の方法等については、もちろん納税義務者等に最小限度の影響しが與えない、なるべく影響を與えないよう

な方法で調査すべきことは、これは一

般原則として当然でございます。従い

私ども特別に考慮するのはいかがであ

らうか、かように考えております。

○大上委員 なるほど通報制に基かな

くとも調査権限があることも、これも

万々承知しております。ところが第三

者通報制度ができて、それによつて調

査を実施するということを収税官がは

つきり言明した場合、そういう事実が

なかつたならば当然補償してやるべき

である。そういう制度があつて、当路

者によつて調査を受けた場合には、明

らかに一般の調査権限とは違うのであ

る。たとえば確定申告を出しまし

て、当然成規の調査を受けてさらに調

査を受けた。それは第三者通報制度の

規定に従つて制裁がござりますの

で、そういうものによつていたずらに会社等に損害がないよう努めるの

が、法律の趣旨であることを申し上げ

ておきます。

○大上委員 国家の補償という問

題は、特別に第三者通報によってやつ

た場合には補償する、そうでない場合

には補償しない、という問題ではないと

思ひます。たとえば確定申告を出しま

して、当然成規の調査を受けてさらに調

査を受けた。それは第三者通報制度の

規定に従つて、責任を負うべき場

合におきましては、それすぐ家賃等が

一応四・八六%の減税といふものは、

この二枚目の表の百七十九円値上りす

る分は含んでいない、という意味です

るが、改正後におきましては約二倍半程

算していい。しかし計算していない

ことがあります。それで、百七十九円値上りをもわち年ですと千九百円程度の負担になる。その負担の増は全部貸主の方に転嫁される、こういう前提で計算いたしますのであります。

○竹村委員 そうすると、一枚目の表

の一番しまいに書かれてあるところの

地代、家賃等の値上りは計算してい

ます。

の間もつたのですが、これによりま

すと大体十五万円の所得で、家族が夫婦と子供二人のものでは、二十一年度は四・八六%が減税になる、こうなつておるのでありますが、この最初の表の一一番

月額で地租と家屋税を含めまして、六十円ほどの負担になつておる。

で年額にいたしますと、従つて七百四十円くらいの負担になつておる

が、改正後におきましては約二倍半程

になるわけであります。百七十九円

で年額にいたしますと、従つて七百四十円くらいの負担になつておる

が、改正後におきましては約二倍半程

になります。

○竹村委員 ちょっとお尋ねいたした

おられるのは、どのくらい見込んでお

られますか。

○川野委員 竹村祭良一君。

○竹村委員 ちよつとお尋ねいたした

おられるのは、どのくらい見込んでお

られますか。

○竹村委員 そこまで大体それに続ぎま

して、物価のいろいろな点、たとえば

三枚目におきましては、間接税の値下

りによるいろいろの表が出ておる。

あるいはその次にはいろいろな生活品の

値下り等を見込んで、総体的にこういふふうに出された。そういう表が出ておるのであります。そこでひとつお聞きしたいのは、こういうような間接税の値下り、あるいは物価の値上げ等も見ておられるが、いろいろな物価に對しては、大体その生活必需品全體を考えてみられたのか。あるいは今日の配給品だけを問題にして、こういうような表が出されておるのか。それをお聞きしたい。

を占めると思ひますので、そういうような点は計算に入れてあるかどうか。
○平田政府委員 この表は先般も申し上げましたように現状との比較表でもあります。しかも標準的な場合を計算いたしております。例外的な場合でござりますと、この表に必ずしも当てはまらないいろいろなケースがあると思います。すでに多額の権利金を拂つて家に入つておるような方は、相在でも非常な負担を受けておるわけで

ありました場合に、やはりその人たちは、
は一箇月も二箇月も遅配があれば、その
の間友人か親戚で借りて来て生活を続
續しなければならぬ。それはたゞで金を
してもう場合ももちろんありますけれども、
その生活費を借りましたならば、実質的に
子というわけではないが、それに相当する
するものがやはり出費になつて来るのです
であります。そういう点などもこの中

○平田政府委員 全体から見るならば、この表がなるのじやないですか。
下るのです。ただ例外的に今お話をうにこの表の示すところと違つた人がいるだらう。その人の中にはこの表の示すよりも一層減る人もいるかも知れないし、これほど減らない人もいるかも知れない。それはむろ例外的と考へてゐるのであります。大体の傾向としましては、むしろ私どもとしましてはこの前後におちつくのではないかと思ひます。

は生活と税金とはこれはやはり切り離せないと思ひますけれども、生活と税金は別にして、生活は生活、生活ができるまでも税金は税金だということの根本方針はやはりかわらないのでありますから、それをひとつお伺いしたい。

○平田政府委員 税金が生活に密接な関係がありますので、こういう表をつくりましてお示ししておるわけでありまして、私ども決して生活関係と無関係で、いろいろな立場をいたしております

Figure 9. The effect of the number of hidden neurons on the performance of the neural network.

○平田政府委員 公定価格の引上げによります家計費の負担の増は、大体配給品をもとにして考えております。最近の情勢はマル公を上げても、やみ価格はむしろ下りぎみでありますて、実際は私ども今後の物価の見通しといいたしましては、これで見ます場合は若干は正せられたと申しますか、下りぎみに行くのではなかろうかと思つております。これはそれゆくマル公の改訂でござります。

ありますし、その権利金が今後において上るか上らないかということによつて、問題はそういう角度から検討しなければならないのではないかと思ふます。権利金がさらに一層上るといふことは、今のやみ物価の状況からいたしまして、いかがであろうかと思ふ。むしろ権利金なんかは今まで不當に上り過ぎてしまつております。されどもは考えておるのであります。

○平田政府委員 この計算は大体にして平均的のところを計算せられていてあります。従いまして特別な事情のない人の場合におきましては、大体この前後に行くのではないかと思つたが、非常に異例なケースに該当する人の場合は、もちろんこれより非常下る人もあるのでございましようし、あるいはそれほど下らぬという人もいろいろあると思います。しかし大体大勢はこの表の示すところに行くのではないかと考へております。

○竹村委員 これは議論になるのでありますけれども、申上げてもしようがないと思ふますけれども、そういたしますと、實際問題としては中小企業に働きいていく人は賃金差配が多い。そういう面も計算に入れられていない。しかしそれ、特殊なほんとうに安全な人だけを大省は目標にしておる、こういうふうを考えるのでですが、ほんとうに安全なにはこの通りだけれども、安全でない人にはそういう特殊的なと言わればれども、現在ではそれが非常に多く

わけではございません。そういたしまして先般申し上げましたように、現状として黒字か赤字かというその全体的なことにつきましては、なか／＼判断いたしたいので、今までと比べまして改正後ににおいてどうなるかというのが廿較的にはつきりできますから、この表をお示しいたしたのであります。そちらから行きますと、普通の場合には——おそらく数から行きますと大差分だと思いますが、その場合におきましては、大体におきましてこの表の示すい

○竹村委員 それでは大体そういう西
給品のマル公を見ておる。あるいはもちろんマル公よりも値が下つておるの
があるから、あるいはこれよりも下る
かもしだぬ。こういうお話でございま
す。そこでひとつ実際問題としてお聞
きしたいのでございますが、たとえば
今日家を借りるにしても、大体一間をな
借りるにも二万円くらいの権利金がい
る。従つてやはりそういうものを権利
金を出すにも、出人間が持つてい
のなら別ですけれども、一床借りるに
も、それの利子なんかも普通の利子で
は借りられないというような場合も、
やつぱり生計費の中に私は相当の部

はそういうふうであります、しかしながら、そななりますと、これは年に十五万円の所得があつて、夫婦と子供が二人いるというところを一応標準として出されているので、これでお伺いしているのであります、しかしこれは全体標準であります、そういう権利金を出してゐる人、あるいはその他いろいろのことは合わないとおつしやいましたが、そういたしますと勤労者の所得、たとえば税金の面においてはこの表を大体標準として出すのかもしれませんが、実際問題とは非常に違う。せんば、最近新聞紙上にも非常によく

○竹村榮興 そういたしますと大体
かつて來たのですが、これは標準で、
つて、表の上では四・何ぼといふも
が減税になると出ておりますけれ
ども、しかしそれは賃金も遅配なくも
い、いろ／＼貯蓄もあつて、生活す
るには安い物をよつて買えるといふ
うな人には、標準にあるような大体
税のよくな形になるけれども、しか
実際には遅配で生活費を一箇月も三
ヶ月も人に借りなければならぬ。家賃
何とかかんとか言つてやみで少し上
全体から見るならば下らぬといふこ

あわせられて、どうやらの費用も減らしよといたします。は議論になりますから別にいたしません。

もう一つお聞きしたいのは、そういたしますと現在の年間十五万円といつもののが非常に上の部類になるのです。この所得は今日の賃金ペースから言ふと非常に上になるのですが、それはいたしまして、この十五万円で夫と子供二人、つまり四人がこれだけだけで税金を拂う。そしてこれは従業でも生活できなかつた。それ以外のいろいろな難多な要素で生活して來たと思うのです。これが一應表の上で減税にする、こう言われますけれども、やは

何尚にならぬのではないかと思ひます。それから十五万円は相当高いじやないかというお話をありますので、このまにはそれ／＼十二万円の場合あるいは十万円の場合、いろいろな場合をいろいろな方法で計算いたしてお示しておる次第でございます。

○竹村委員 それでは表を離れてもう一つお聞きしたいのですが、大体墓控除を現在二万五千円に引上げられた。基礎控除は前に比べて一千円か引上げられて二万五千円にした。こういうことになつておるのでございまが、この二万五千円が生活と関係があるとすれば、大体二万五千円では生

ができないと私は考えるのですが、これは一体どうお考えになつておるのでありますか。

○平田政府委員 所得税はおそらく基礎控除、扶養控除、税率そういうものを一体として考えまして、各所得者に對してこの程度の負担がどうであろうかということで、税率なり控除を定めておるのであります。従いまして私ども現在の財政事情のもとにおきましては、この程度の控除をするのが一番妥当ではないか。将来財政事情が少しゆるやかになりますれば、これは前々申し上げておりますように、さらに控除

の引上げ税率等を行うのにやぶさかでない。私はやはりそういう方向で行くのがいいと思いますが、今年実際の状況から申しますると、この程度いいのじやなからうか、こういう感じがいたします。なお今回の税法は、現在の税法がきました昭和二十三年の七月に比べますと、消費者の物価指数等は二割強の高さだけふえておりましたが、今回の所得税法の改正は、基礎控除は六割以上上つております。扶養控除も平均しますと七割以上上つております。それゆく控除が相当引上げられておりまして、最近までの物価の動き等と比べまして、今回の改正は私どもは相当進んでいます。單純にいうよりも、さらに一層戻えました引上げをやつておりますということが言えるかと思います。大体そういういろいろな角度から考えまして、今回の案を立案したような次第であります。

○竹村委員 今度の農家のことで二、三お聞きしたいのですが、大体從来農家に対しまして所得を算定しますの

は、各税務署等におきましては、大体農家のやみ売りというものを計算に入れて、これの所得の決定をされておる

のでございます。これに對しまして、合におきましては、今度の農家の所得の査定にあたりましては、こういう從來よりもやみのなくなつておる。こういう場合におきましては、今度の農家のやみがなくなつておる。こういう場

合におきましては、今度の農家の所得定されたのだと思いませんが、この点どうですか。

○平田政府委員 従来からいわゆるやみと申しますか、そのやみもほんとに告発されまして没收された場合におきませんが、要するに没收に対しては課税しない方針をとつておつたわけであ

ります。ただ実際問題としてはなかなかつか捕獲は困難でありまして、うまく行つてないところが多くつたよう見受けられるのであります。考え方としてはそういう考え方をしておりますが、考え方としてはそういう考え方を持つておるのであります。

○竹村委員 たとえば今まで米麦の生産地に対しましても、農業調整委員、食糧調整委員の決定いたしまして、出るものそれ以外にわらやその他を計算されておりますけれども、それを

計算した上に、たとえば麦などは関西地方におきましては、生産割当より二割なら二割の增收がある場合、これをやみに流しておるといふ計算の上に立つて、所得を査定されておるのであります。今おつしやるように実際やみ

のやみがなくなつておる。この問題に對しましては、前回つくづく異議はなくなり、けつこうだと思つてあります。そこでもう一つ聞きたいのは、こういうところで問題になりますのは、やはり農家に対する何といふのですか、申告である以上は、やはり一応必要経費といふものが非常に問題になるのであります。この必要経費の部門において、元来大蔵省では一応基準を出しておられますけれども、やはりそういう基準については、

大体前の非常に詳細なものを私は拜見しておりますが、大体必要経費の全国的なものを用いて、その上に地方的にある程度の必要経費の差、今後これを詳細に示されるというお考があるかどうか

○平田政府委員 先般作成しましたのは、これこそまたたくサンブル計算のほんの一つの例であります。見本を示しておるのであります。もちろん各

地の実際によりまして、それに応じた標準率を作成しなければならないわけでありまして、その点につきましては、本年度においても今までと比べますと、相当細分いたしまして、

各地の実情に適するようになつておるであります。先般も申し上げましたようになお一層努力いたしましてお

れました場合におきましては、減価償却はそれに応じまして担当ふえて来ると思います。その他の経費につきましても、あるいは肥料代が値上がりになりまし

ますと、当然それは増加することになりますし、その他値上りや値下りしたものはいろ／＼あります。そこでもう一つ聞きたいのは、こういうところで問題になつておられるかということをお答え願いたい。

○平田政府委員 糸羽について幾らかありますから、特に例を一つとつて、所得を査定されておるのであります。たとえば農家が鶏を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じて調べておるだらうと思

りますが、今おつしやるようないいのじやないか、減価償却だけが、再評価を行いました農家におきましては、相当大幅にかわ

ります。ただ実際問題としては、前回つくづく問題になつておるだけの所得を見出しますか。その資料はございませんが、これはおそらく各地の実情に応じておられるかということをお答え願いたい。

○平田政府委員 所得の計算にあたりまして必要経費をよく調べる。しかしながら二十四年度と比べてどういうふうに考

れました場合におきましては、減価償却はそれに応じまして担当ふえて来ると思います。その他の経費につきましては、各地の実情に応じておられるかと

いふと、根本問題があるのであります。たとえば農家が糞を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じておられるかと

いふと、問題があるが、これはこまかになりますから、特に例を一つとつて、所得を査定されておるのであります。たとえば農家が糞を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じておられるかと

いふと、問題があるが、これはこまかになりますから、特に例を一つとつて、所得を査定されておるのであります。たとえば農家が糞を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じておられるかと

いふと、問題があるが、これはこまかになりますから、特に例を一つとつて、所得を査定されておるのであります。たとえば農家が糞を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じておられるかと

いふと、問題があるが、これはこまかになりますから、特に例を一つとつて、所得を査定されておるのであります。たとえば農家が糞を飼つている場合、大体全國平均で糞一羽に對してどれだけの所得を見出しますか。それはおそらく各地の実情に応じておられるかと

が、どういうふうに考えておられるか。

が、どういうふうに考えておられるか。
○平田政府委員 今お尋ねの趣旨が少
しわかりかねるのですが、税額の差で
ありますれば、そういう差が出て来る
のが当然の場合もあるうかと思いま
す。所得の差はそれほどないと思いま
すが、税額は御承知の通り基礎控除あ
るいは扶養控除、あるいは累進税率で
ありますから、所得がある程度差があ
りますと、税額の差は非常に多いとい
う場合がござります。これは累進所得
税の性質上当然のことと思つております
が、今御指摘の場合は、もう少しお
聞きしませんと、正確なことはお答え
できないかもしれません。

たしましても、片方ではパリティーで押さえられておつて、生産費は実際は切

○平田政府委員　今、農業の実情から申しますと、そういう形態は、私は合理的にはできないのじやないかと思います。できるとすれば、何か仮想的にそういう計算をやるということだけだろうと思うのであります。従いまして仮想的にやりました場合には、もちろん事実を調べまして、事実に従つてそれ／＼課税して行くということになりますのであります。單に形式上の仮想にはなりません。

○竹村委員　しかしながらそれをやつて、耕作権、土地を持つて、います者は土地を、現物出資の形にいたしまして、協同組合でも会社組織でもいい、そういう形でやつた場合にはどうなるのですか。

○平田政府委員　ただいま申し上げた通り、仮想的なものでございましたならば、事実に従いまして、それ／＼実態に従つた課税をすることになるのであります。

○竹村委員　今度はそれを仮想ではなく、実際に現物出資でやれば問題はないのでしょうか。

○平田政府委員　実際問題として、私ども合理的に考える限りにおきましては、そのような形態を考え得ないのであります。従いまして今お話をような例がありましたら、実態をよく調べまして、実態に基いて課税したいと思ひます。

○内藤(友)委員　ちょっとと関連質問。今のお答えでありますと、それは仮想だとか仮想でないとか、これは問題は別ですかから離れますと、要するに問題はこうじやないです。つまりそういう形態と個人企業の形態と、その間に税において差額があるから、そういう

ところへ考えが行く。だから私たちはどういう場合でもその差がないような

をまわつて見て考えられます。農村の人間といふものは脱税の仕方を知りません。大きな会社のように税務署におられたくろうとひつぱつて来て、専門的に脱税するというようなことは農民といふものは考へない。だから鶴が三羽おる五羽おるというので、すぐさまそれにも課税され泣き入りしておるという現状であります。私は竹村君の質問に関連して発言を許していただきまきましたが、どうかひとつ主税局から青色申告を前提とする帳簿等について、この様式に従う具体的な帳簿をひとつ資料として提供していただきたい。具体的な帳簿で議論をいたしましょう。これをひとつお願ひいたしたいと思うのであります。

際に即してなか／＼記載がむずかしい
ということになりますから、むしろ各
組合等におきまして、大体この趣旨に
従つて様式を定めまして、それで普及
をはかつていたくようにしたらどう
か。そういう意味合いにおきまして、
政府で様式をきめることは実は見合せ
たのでござります。でございまする
が、将来組合等におきましてだん／＼
いといふものが出て参りましたなら
ば、場合によつては様式等を示しまし
て極力普及するよう努めたい。かよ
うに考えております。なお告示の記載
事項をごらんになりますれば、むずか
しいようであります。そのうち農業
の分だけピック・アップしてごらん願
いますと、そつ複雑なものではありま
せん。また貸借対照表も営業者の場合
は出さなくてはいけないのですが、農
家の場合は特にこと当分のうち出さな
いでもよいと規定しておるのであります
し、営業者の場合と、農家の場合
と、法人の場合と、あらゆる場合を一
緒に規定しておりますので、お詫のよ
うに非常にややこしく考えられますが
れども、よくお読みになりますれば、
案外そうむずかしいものを要求してお
るではないということを、ひとつ御
検討願いたいと思います。しかし趣旨
はないのでございまして、従いまして
といたしましては、私ども決して今
農家の実際と飛躍いたしまして、格段
のむずかしいものを要求するつもりで
はないのでございまして、簡素化し
簡単化することにやぶさかではござい

なおその様式をつくります場合における
ましても、農林省その他農業経営の専
門家にも相当入つていただいて、つく
りましたものでありますことを申し上
げておきます。なお一層簡素化するこ
とにさらに努めたいと思います。
O内藤(友)委員 農林省だと、農業
関係のものの意見がこの中に入つてお
らない。だから私は申し上げるのであ
ります。だから農業の方は簡単になつ
ていいんだというわけであります。が、
それでいいと思ひますから、ひとつこ
れに基いて標準型を資料として見せて
いただきたい。それによつて議論し
て、それがほんとうに日本の特殊な農
業組織に合うか合わぬかといふことと
を、具体的に議論をしたいと思いま
す。そうしませんといつもからまわり
した議論ばかりであります。これは
平田さんの離弁に私どもはいつも負け
ているだけのことでありますから、そ
れでは私はちつともその進行になら
ぬと思います。だからそういう資料を
提供していただきたい。
O平田政府委員 そういうことにつき
ましては、今後におきましても政府は
常に改善をはかるにやぶさかではござ
いません。そういう際におきましては、
は、内藤委員等の御意見もよく尊重い
たしまして、できる限り適切なものを作
つくることに努力いたしたいと思いま
す。

金をとれるような所得が見込まれる。問題はそこについたのです。その点を大体政府はいつも考えておると言いつつも、考えておられないところに問題があるのです。そういう議論は別にいたしまして、先ほどからいろいろお尋ねいたしますと、一應農村ではやみ物価が下つた。それだからある程度所得が減つた。そうしてもし今度資産再評価か何かやる場合におきましては、減価償却が多くなるということです。大体結局は所得は二十五年度はあまり農家では多くならぬということだけははつきりしたと思います。もう一つ申し上げたいのは、そこできのうからも議論されておつたのでござりますが、たとえば農家の肥料が今度は八月から全体で二百三十億上る。それは消費者価格が上つて、別に米の値が上がるのだからさしつかえない。こういうふうにおつしやつておられる。その通りであります。さしつかえないかもわかりません。そこでもう一つの問題は、米の値が上つたところで、実質的に政府はそれだけの米の値が上つただけ、農民に所得を與えておらぬという事実があるのです。これは前々からもお話し申し上げたと思いますが、たとえば今度の説明におきましては、大体この間からの説明を聞いておりますと、二十四年度と二十五年度とは大体減税になつて、しかもも地方法や何かでも少し減税になつておられます。こうおつしやつておられますから、米の方ではたとえば一等米と四等米との検査の場合におきまして、四等米等をずいぶん多くしておられる。そ

ど私の計算では違うのです。そういうふうにして米の値が上つたところで、実質的に農家に入る現金というものは不足している。所得が下つている。その証拠には、たとえば農業手形の利用者者がふえておる。それだけ農村ではなんかにつきましても、昭和二十三年度は二十四億円であったものが、四年度は百四十九億円の農業手形の利用者がふえて来た。この実情は結局所借金がふえて来た。これは大体想像がつくのであります。ところが税制改正及び資産再評価の要綱説明の中では十三の予定申告のところで、非常に私が専門に考えているところが一つあるので、はつきりさしておきたいのですが、これにはどう書いてあるかというと、「予定申告に際しては、原則として、前年の所得金額又はそれ以上の金額により申告を受けることとする」とあります。ところが、(2)(1)の場合においては、政府の承認を受けないで、前年の所得金額に満たない金額により申告した場合又は申告書を提出しない場合には、前年の所得金額に相当する金額により申告があつたものとすること。

そうでなく、全国一律に前年よりも低くてよいという法令を政府が出されるのはどういう場合か、こういう点をひとつお聞かせを願いたい。

○平田政府委員 前年の実績による予定申告につきましては、先般三宅委員からもお尋ねがありまして、相当詳しくお答えいたしておいたのであります。が、最近のように事態が大分なだらかになりまして、大体物価も横ばい、若干生産がふえるだけ国民の所得もふえるだろう、こういう見方であります。が、そういう状態のもとにおきましては、予定申告の段階で、一々その年の自分の所得が幾らあるかということをお互いに見積りまして、所得税を納めることとは、なか／＼技術的にむずかしいのです。人によって非常に見方方が違いますし、税務官厅においても的確な調査をいたすのに困難を感じておるのであります。従いましてその段階におきましては、前年の実績をもとにして申告をしてもらうというのが、相互に便宜ではなかろうか。こういう考え方でかような制度を設けたのであります。ただ実際問題といたしまして相当物価が変動するとか、あるいは所得に増減があるというように見越される場合におきましては、これは前年の実績で行くことはいかがであるか、こういう情勢にある場合におきましては、別に法律で基準を定めまして、それによつて一定の率をふやしたもので申告してもらうとか、あるいは前年実績に対して一定の率を乗じたも

あ前年とかわらない、下げる意思はない、い、また若干の税率において農家の税金は減らしておる、こうおつしやいましても、片一方において所得の減少したものを見ずして、そりで前年と同じ所得に見てかける。つまり率は下つておりますが、ない所得税率があるとしてかけるのだから、低い税率をかけても結局においては増税になります。これは議論になるから申しませんが、実際所得が減つたものを減つていいとして低い率をかけられても、結局なにかける税金ですかから、これ今までよりも高くなると思うのです。私たちもこういう見解をとつておりまですが、これに対する意見はありますか。

大体課税所得は私どもの調べによりますと、むしろ米麦等の主要食糧による所得が大部分であります。これにつきましては御承知の通りバリティーが前年は一五四でしたか、それが本年の秋には一六八にふえるということを大体予定いたしておりますので、私どももその予想ですべての計画をいたしております。

○竹村委員 これは予定申告だ、従つて確定申告のときには、下ればそれだけ引くのだ、これはもちろん理論的にはごもつともです。しかし実際には、前年度と同じように予定申告をさせたものが、確定申告において實際上各税務署において、そんなものを減らすといふことはない。末端はここできめられたことをその通りにはなか／＼行い得ない。また行わぬのが特徴なのです。また米のバリティーの問題も計算に入れおるとおつしやいますが、もちろんそうです。大体五%の値上がりを政府は見ておられて、今度は米の値段は四千五百何ぼかぐらいを大体予定しておられるようであります。しかしながらの値上がり、肥料の値上がりその他を予定してあるとおつしやいましても、それだけでは農民は納得しない。このことは別の機会に譲りますが、結局におきまして予定申告でしたものを、確定申告で訂正するのだと言われますけれども、それは上で言うことであつて、実質上はそういうことは一ぺんもなされたことはない。異議を申し立てたうちのこくわづかしかそれはなされていない。問題は結局この要綱にある。予定申告は前年度よりというのを、時々刻々ほんとうに減少するならば減少しただけでも認めて行くという制度にして

なくては、たとえは中小工業者があれだけ困つておつても、ああいふうに言われるような今日の政府ですから、そう農民所得が減つておつても横ばいしておるとか何とかいつて、なか／＼減つたと認めにならぬ。その場合確定申告でもやはりこれが減つたと考えて、そういう措置をおとりになることは政府はなか／＼しない。われ／＼はそういうふうに考えておる。そこに問題があると思うのですが、この点については私はまた別の機会にいたしたいと思いますので、本日はこれをもつて私の質問を終ります。

○木村(築)委員 経済調査庁が脱税に果した役割をどのぐらいた評価しておられますか。

○平田政府委員 経済調査庁の調査の結果に基きまして、脱税が見つかつたという例も幾分かあるうと思いますが、私ども特にそういう点は非常に大きく考えて問題にしたことほございません。しかしながら資料があります場合におきましては、脱税事件としてよく調べまして、適正な結果を得るように努めておる例はあるうかと思いますが、それほど大きな問題には考えていないのであります。

○木村(築)委員 農業協同組合の預金通帳を本人の承諾なしに差押えた場合は、これは合法的ですか非合法的ですか。

○平田政府委員 協同組合の預金ですと、事業に関する帳簿書類ということに該当するのではないかと思いますので、そうすると検査権限があるわけあります。

○木村(築)委員 そうではなく、農民が農業協同組合に預金をして、その預

○平田政府委員 満納処分の実行としてやります場合においては、合法的な場合もあらうと思いますが、もう少し今のお尋ねの趣旨は、具体的にいろいろな事情を調べてお答えしないと、簡単には申し上げがたいと思います。具体ケースがございましたらよくお調べまして、別途の機会にお答えいたします。

○木村(樂)委員 朝大体夜明けごろに行つて、寝込みのところを外から戸をこじあけて入つて差押えた。こういう場合は合法的ですか、非合法的ですか。

○平田政府委員 具体問題は、單純な例でお答えするのはなか／＼むずかしゆうござりますので、なおよくその実際をもう少し詳しくお聞きしまして、その上でお答えいたしたいと存じます。

○木村(樂)委員 いや現に私の知つておる部署に税務署員が三十名ばかり行つて、そうしてまだ夜明けでみな寝ておつた。その寝ておるのを外からどんどん戸をたたいて、戸をたたくのはいいけれども、あけないうちに外からこじあけて入つて差押えたというのがたくさんあるのです「密造じやがないのか」と呼ぶ者あり)いや密造じやがない。あたりまえの所得税だ。これはどうですか。

○平田政府委員 事業問題は先ほど申し上げましたように、あらゆる事情を調べた上でお答えないと、簡単にお答えしてかえつて御迷惑を及ぼすような場合もありますから、実際のケースがあります。よく国税庁にお話になります。監督官がおりますから、なりまして、監督官がおりますから、その監督官によく調べさせまして、適当な措置をとるということにしていただきたいと思います。

○木村(樂)委員 所得税を差押える場合に警察官を勤員して、最初に威嚇をして、そしてあとから税務署がやつて行くという行動、これはどうですか。そういうことをあなたは奨励しておられますか。

○平田政府委員 警察官は犯罪事件に対する捜索調査の責任を持つておりますので、やはりこの脱税事件等につきましても、そういう権限があることはもちろんであります。ことに密造の取締り等になりますと、どうしても警察の協力を得なければ、完全な効果を期し得ないということが現状でございます。

○木村(樂)委員 それは密造とか脱税とかそういう犯罪的なものでなくして、所得税を異議を申し立てて、そうして今盛んに交渉中、こういう場合にやつた場合はどうですか。これは現にやつておりますが……

○平田政府委員 私の聞いたところによると、一つは税務官吏が調べに行つたら、多数が集まつた妨害的な手段に出た。あるいは出るおそれがある。こういう場合におきまして警察官に応援を頼みまして、警察官と一緒に行きまして目的なり任務を果す、こ

ういう場合はあるうかと思います。そ

れ自身としては、そういうことがありますし、私は状況次第によりましては妥当と考えます。

○木村(樂)委員 それはこつちが先に不穏な形勢を示したということになれれば、別個な問題になるでしょう。そういう形勢が全然ない場合には、どうですか。

○平田政府委員 現実ありました問題は、そういう形勢があつたわけでありまして、九州ですかどこですか、最近聞いておりますが、そういう場合におきましては、今のよな措置をとりま

すことは妥当であると考えます。聞いておられる方から連合軍の兵隊がやつて来て、人を集め、お前らは税金を納めぬそなだから早く納めろ。こういう請求をして歩いています。が、あれは政府が頼んだのですか。連合軍の行動は總司令部、向うの方でそれも指揮してやつておられる方とおもいますので、私の方から答弁する限りではございません。

○木村(樂)委員 いやそうではない。税務署はまあ合法的にやつておるといふでしよう。それに對して納税者の側としては、いやそうではない、これは今合法的にこういふうに交渉しておるのだというこの説明ができる。できぬかということを聞いておるわけなんです。説明ができなければできないで、いいから、できぬと言つてもらいたい。

○平田政府委員 あやまつて納税したことなどは、当然本人の請求に基づきまして、固徴収法の規定によつて還付することにいたしております。これはすでに請求がありますれば、後所におきましてはできるだけのみやかに手続を取りまして、還付することにいたしておるわけになります。いろいろ事務の処理上遅れること多うございますので、よくそういう非難を聞くであります。これに對しましては、政府といいたしましては、政府といつたふうなことくらいは申込んでさしつかえないと思ひます。

○平田政府委員 もちろん日本の税法はこうなつておる、法令はこうなつておるというようなことにつきましては、そういうふうなことはつづんでもらいたいといつたふうなことくらいは申し込んでさしつかえないと思ひます。

く四錢にいたす考えであります。

○木村(樂)委員 これはちよつと何が違いますか、こういったものは大体どの程度――たとえば牛、馬、そいつたものもその中に入れられますか。あるいはその他小さいものは入れられないとか、こういつた範囲はわからぬのですか。

○平田政府委員 固定資産税につきましては、目下法案を整備しまして、近く国会に提出する見込みでございますから、その際にこまかいところは御質問つたらどうかと思ひます。

○川野委員長 地方税の問題につきましては、法案が出ましたら連合審査会を要求したいと思ひますので、そのときにお願いいたします。宮腰喜助君。

○宮腰委員 関連質問をお願いいたします。昭和二十四年度の十一月ごろ更正決定を各納稅義務者に発したのですが、ただちに納稅義務者は、これに対し異議の申請を申し出たものが多數あります。ところが人手が足りないから、これに對して意思表示しないといふことで、確定申告までその意思表示を延ばし、その間約四箇月間の期間といふものは徴稅課の方からはがきで拂え、そういうものが二度も三度も来るというので、とうとう当初仮定づけて還付するようになります。なおさような場合におきましては、現在国税徵收法の規定に基きまして、日歩十錢の利息に相当するものをつけないことになつております。改正案によりますと、それを利子税と同じく四錢にいたす考えであります。

○木村(樂)委員 これは具体的にまた端の税務署がこの自分の不合理をござますために、その出先連合軍の方に虚偽の報告をしておるというふうなことをかすたために、その出先連合軍の方に虚偽の報告をしておるというふうなことをがもし明白にわかつた場合は、これは

す。役所におきましても極力そういうものの調査を徹底せしめて、もつて正しく納税される人の営業の妨げにならぬよう努めるのが当然ではないか。ただ税率その他につきましては、先般西村委員からお話をありましたように、状況の推移に応じまして極力合理化し、軽くする方向に行くべき点が多ありますことは先般も申し上げた通りであります。

○三宅(則)委員 私は法人税のことについて二、三點伺いますが、それについて御答弁を承りたい。他の法人から受けました配当所得に対しまして、当会社の今度の利益金には算入しない。これはもちろんのことであらうと思ひます。これらに對して取得するに必要だつた経費は、もちろん経費として損金に入れるべきものであらうと思いますが、その方の解釈はどういうふうになつておりますか承りたいと思います。

○平田政府委員 他の法人から受ける配当金は益金に算入しないのであります。その株式を取得するためには、した負債の利子を引いた残りの分を、益金に算入しないことにいたしております。

○三宅(則)委員 それから損失の繰延効である。こうう行き方でありますしもしくは繰りもどしについての問題であります。もちらん青色申告した者についてのたいへんな隔たりがある。かようて考へる。青色申告をしなかつた者については一箇年認め、青色申告をした者については五箇年間認めるということになりますと、

多少不公平と思われる点があります

繰ぎになつております。

○竹村委員 大体はつきりしたのです

どうするかということは、具体的な問題になると思ひます。

○竹村委員 この家屋に借家人が住んでおるという場合に、たとえば物納された場合、これの処分について大体ど

が、たとえばこういうことがあるのです。千葉市の今井町という所に、元の日興工業という軍需工場があつて、それが適当じゃないかと考えます。

○吉田(晴)政府委員 これは原則として現在その建物に住んでおられる方

に、なるべく買い取つていただくといつたことはかな／＼技術的にむずかしく、かつ正確を要ることでござりますので、特に税法は青色申込の納税義務者に限定いたしておるのであります。またそういうことによつて同時に

非常に込み入つてむづかしい制度になります。さような方法が正しいと考へるのは、前尾委員長代理さんありますから、三宅君次に譲つてください。竹村奈良一君。

○竹村委員 実は税金によつて物納されれた土地、家屋等についてですが、一

通り、災害等による損失は原因がはつきりいたしておりますので、この方は

さくありますから、三宅君次に譲つてください。竹村奈良一君。

○竹村委員 実は税金によつて物納され

たまま手元にありますから、三宅君次に譲つてください。竹村奈良一君。

○吉田(晴)政府委員 ただいまのところでは分割拂いといふことは考えてお

りませんので、原則として一時拂いでやつていただくことになつております。

○吉田(晴)政府委員 ただいまのところでは分割拂いといふことは考えてお

りませんので、原則として一時拂いでやつていただくことになつております。

○竹村委員 物納の価格と拂下げ価格

とは相當相違があると思うのですが、そないう相違は非常に多い。拂下げ価格が高くて、物納せしめた価格が低い場合は、相当國は利益がある。そ

ういう場合は利益を見込んで、実際住んでおる人が一時的に拂うことができる

場合に、分割拂いを認めても、国家としては別に損はない。そないう利潤をどう考えておられるか。

○吉田(晴)政府委員 拂下げ価格につきましては、適正な時価で拂い下げる

ことに法律がなつておりますので、そ

こに收納価格と多少の差違が出来ます

も、これについては他の一般国有財産

的問題については私まだ聞いておりません。現在の交渉価格が高いが安いか

につきましては、さらに具体的に調査してみたいと思つておりますが、一般的な方法として考えられますことは、

○吉田(晴)政府委員 ただいまの具体的な問題については私まだ聞いておりません。現在の交渉価格が高いが安いか

につきましては、さらには具体的に調査してみたいと思つておりますが、一般的な方法として考えられるが、ただ実際問

題としてそないう場合の判定がなかなか問題には触れない。

それからもう一つお伺いしておきたいのは、管理がえん分が非常に遅れておるということで、各府県の農地委員会からどん／＼言つて來るのですが、これはどういうわけですか。大蔵省の

手続が正式にできたら早くやつてしまつた方がいいと思ひますが、これはどういうふうになつておりますか。

○吉田(晴)政府委員 これは各地によ

りまして、具体的な実情が非常に違つておると思います。たとえばある土地

については、農地委員会で農地に適当だからというように認めましても、また別に都市計画の方では、都市計画上

必要であるといふようなことで、両方

が、たとえばこういうことがありますから、たゞおつしやつたように片一方ではたま／＼國家の所有になつたものを拂い下げるのに、分納されることは、住宅難で、政府の方では何とか住

宅をこしらえなければならぬと言つておる。片一方ではたま／＼國家の所有になつたものを拂い下げるのに、分納されることは、住宅難で、政府の方では何とか住

宅をこしらえなければならぬと言つておる。片一方ではたま／＼國家の所有になつたものを拂い下げるのに、分納されることは、住宅難で、政府の方では何とか住

どの証拠物件を出すというようなことは、一般納税者にとっては経理上そう明るいものではありませんから、この仕事をするのがつらくてこれができぬから、うやむやに済ます。実際との法律が実施される場合、これははなはだ実績主義と申しますか、割当主義に墮するものだと思いますが、これは御答弁を望んでもしかたがないと思いますが、何か御思想があつたら承りたいと思います。

○平田政府委員　ただいま奥村委員のお話になりました中で、前年の割当課税によることになるというお言葉がありましたが、そのお言葉は私ども承服いたしかねることをひとつ最初に申し上げておきます。前年の決定額あるいは申告額に基きまして、一応予定納税をしてもらうということになります。この決定は今後におきましては黄色申告の制度の採用、あるいは税務官庁の能率を高めまして、極力具体的な実力をよく調べた上で決定して行くということになりますと、先ほど御指摘になりました通り、まったく最近までの運用の実年所得を見積つて出すということになりますと、先ほど御指摘になりましたので、そういうのが今までの実情であります。従いましてこれは御指摘の通り、全体としましては從来よりもよほ

ど取扱いに差が来ると、ということを、ひとつ事前に御了承頂きたいと思うのであります。昔の所得税法は御承知の通り実は全部実績で最後まで押しておいたわけであります。そういたしまして所得が半分以上減つた場合に減損更訂という制度がありまして、その場合にのみ翌年になつてから直しておつたのであります。予定納税という建前はかえておりません。あくまでも事前の予定納税であります。来年の一月になりますればその差がわざかであります。でも、すべて過不足を清算すると、いうことにいたしております。その意味におきましていわゆる納稅実績制とは本質的に異なるものであります。しかし予定納税の段階におきまして、従来よりも第一期からよけいな税金を納めておいていただきまして、年間としながらかに納めていただくようになつた。その方が納稅者の実情に即するのではないか。先般松尾委員からもお話をありました通りに、現在の申告納稅の実情は上半期にはほとんど入つて来ないで大部分が一月以降に入つて来る。結局入つて来るのが正しいのです。正しくないのはこれはあくまでも決定に対する不服を申されて、直してもらつてもいいと思うのですが、どうせ正しく納稅しなければならぬ税金ならば、これはひとつ早くから納稅してもらつた方がいいだろう。こういう趣旨を加味しておりますので、實際この制度によりまして私は申告納稅は、相当今後は事前に納稅していくだかなければならぬということにかわるということだけは、ひとつ御了解置き願いたいと考える次第であります。もちろんさつき申しましたような一定のはつきりした

事由があります場合におきまして、税務署がむりをするということは妥当でないことは考えますが、一般的にはさようなことに相なりますことを御了承願いたしております。

○前尾委員長代理 ちよつと御相談申し上げますが、刑政長官はお忙しいと思いますが、簡単に二点ほどお伺いいたしたいと思います。実は法務省裁において頼いまして、司法全般に關係がありますので、總裁からお答えを願つた方があるは適當かと思つたのであります。法務總裁はお忙しいと思ひますので、刑政長官から代理の意味で御感想なり私の質問にお答え願いたいと思います。実は納稅制度が税法として全般に大改正いたしまして、今度のは比較的合理的な税である。しかも現在の日本のインフレ経済が終息するような段階において、また封鎖経済が解かれつつある日本の実情のもとにおきまして、はたして合理的な税制をしめた場合にある程度摩擦が起るかどうか。その点に対しましてシャウブ勧告が設置されねばならない、こういうようなことが一つございます。納稅者の持ち出す租税事件だけを聽取するため、新しい下級裁判所を創設する云々というようなことを勧告の中に入れております。おそらく私はこういつた申

告制度をぐんぐん進めるかたわらに通告制度をつくり、義務づけられて申告制度になつておる場合におきましては、納稅者がそれによつて今度は争つて行く。いわゆる納稅者の権益擁護の面がもつてつきましては何かお考えがあるかどうか。このいわゆる裁判制度と申しますか、こういうものにつきまして法務府におきましては何かお考えがあるかどうか。この一点をまずお聞きしたいと思います。もし御所管が直接でないなれば思ひます。ならば、私は御答弁を留保願ひまして次の問題に入つてもよろしくうございまが、こういつた問題を……。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまお尋ねの点でござりまするが、税制に関する特別な裁判制度を設けるということについては、法務府においてはまだ考えておりません。しかしながらお話をうに税制に関する裁判については、特によく税制行政に通曉している裁判官をふつて、適切に行わなければならぬことは同感でありますので、その辺につきましては検察方面においても、十分租税行政に通曉するよう研究いたしております。

○西村(直)委員 これは私だけではなくして、シャウブ勧告にはつきり出ておりますので、いわゆる納稅者の納稅義務という思想を普及すると同時に、これに対してこの義務をかなり強化するわけであります。今回の税法で、まことに問題が起つて来る。そうした納稅の確定について、あるいは確定後にいて問題が起つた場合に、どうして

こうした租税事件だけを担当するところの裁判所を置くことが必要じやないか。この点は御研究の必要がある。

第二点は、刑政長官の直接の管下にあるところの税務係検事の問題であります。実は現在の実情から見ますると、特に一つの例を中小企業者などに求めますと、たとえば私はこういう具体的な事例を知つておりますが、百万円の物品税の脱税をした。そうすると旧法によつて五倍ただちにかかつて来る。合計六百万円——しかも小さな中小商工業者は五百万円の赤字を出しておる。なるほど過去において百万円の脱税をしたことは悪いが、その人が五百万円の赤字に際して、さらに六百万円を出さなければならぬ。すなわち言いかえれば一千万円以上のそこに借金ができる。どうにもならない。それから税務署の方で、最後にはもし納めなければ告発をしますという、ただ簡単な答えがある。それからそれが検事局へ移れば、検事局ではただ犯罪の面だけやつて行く。そうすると一人の人が必要するに刑務所に行つて、どうにもならないという現状が起つておるのを私は一、二見ております。また具体的な事例として、いまひとつ私は非常に遺憾な事例と思つたのでありますか、なるほど物品税を脱税しますのは犯罪でございます。そしてそこに最低五倍の追徴がついて来る。しかもさらに經濟調査厅方面が検事局と連絡をとつて、經濟事犯となる。私は前の国会で申し上げましたが、首をつらして足をひっぱるような印象を受ける。これはいふべき見つかつた者が不運であるといふような印象を與えておる場合が多いのであります。私は經濟の現状を考

えますと、いわゆる税務係の検事さんが、よほど金融なり経済の実態をよく把握しまして、脱税者の事犯の扱いをなさつていただくよりは、強い御希望一番業者その他弱体なもので脱税にかかる者が弱つておりますものは、身柄が拘束される場合であります。中小商工業者におきましては、身柄が拘束される場合には、一家の事業が完全にストップするわけであります。一切こまかいことから大きなことまで一人でやつておるという場合に、ややもすると検事さんがそういう点についての十分なるお考え方がない。いわゆる普通の強力犯と同じような考え方で、判事の令状をもつてどんく御執行になるといふことがあると私は思うのであります。それらの御監督をお願いできるかどうか。特に昨日大蔵大臣からもありがたい御答弁をいただいたわけであります。今回加算税、延滞金等は從来二十銭あるいは十銭というような高額であつたものを、四月一日から八銭なり四銭に切りかえる。しかもそれをさらに單行法をつくつて、今回国会に提出して、これが通過すれば一月一日にさかのぼつてこれを実施して行く。すなわち納税者あるいは滞納者にとつては非常に便宜であります。いまひとつこれは検事局におかれましても、税制が四月から新しくなり合理的なうなならば、過去の、しかも比較的みなが見て鼻血も出ないような中小企業者に対しでは、税金が納まらない。既に税したというような場合にも、できだけ起訴猶予または不起訴。こういふような手をおとりになるよう、検察に對しまして御指揮ができるかどうか

か、こういう点であります。御存じの
ように昨今は町におきまして話題にな
りますものは、金詰まりと税金、しか
も話題の問題は中小企業者であります
。この中小企業者が二十三年、二十
四年のいわゆるしわの寄つた税金の滞
納なり脱税なりに対し、最後には牢
獄の手がまわつて来る。しかして四月
一日から新しい税法が生れようとして
いる。この際に過去の問題に対しても
は、ある程度經濟の実情に合うように
やつていただきたいことが一つであります
。特にこれは検事さんの悪口を言
うわけではありませんが、昨今検事當
局をごらんいただきますと、外地から
お引揚げになつた検事さんが相当入つ
ておられます。また民間からお入りにな
つた方もたくさんあります。それ
らの方々には立派な方もあるが、一面
においてずいぶん乱暴な検察をおやり
になる方もあります。私も今日検事の
資格審査の委員の一人になつております
が、検事さんの行動に対してはな
かなか監督が薄いわけであります。言
いかえれば、かつては警察がファシズム
であつたと言われたが、今日はうつか
りすると検事ファシヨという言葉が出
て來るのであります。そういう意味で
經濟方面、特に抵抗力の小さい中小企
業、しかも今日非常に困難な立場にあ
るものに對して、むずかしい税法
しかも税法の切りかえが行われ。經濟
の波が荒れているときにあつて、檢
察の最高幹部の方々といたしまして
は、十分な注意をもつて新税法を施行
されると同時に、従来の比較的一貫
税はみな悪質と言えるでありますよ
けれども、生きるために脱税をしな
ればならぬ、あるいは企業採算がとわ

が納まらぬというような場合の扱いについては、今後施行になるであろうところの新税法が合理的であるだけに、合理的にやるならばそこに摩擦が起るという点についてお考えになつて、十分なる御監督なり御指示をいただきたいと思います。この点に対する御所見をお伺いいたい。

りあるいは起訴 不起訴を定める場合におきましても、具体的な事情を十分に考慮して、企業の維持に困難を来さしめることのないよう、慎重に事を取扱いたいと考えておるのであります。四月から税制が改正になりますので、それまでに旧税法によつて検挙されておるものにつきましては、もちろん改正税法の趣旨もとくと考慮に入れまして、検事は起訴、不起訴について具体的に妥当なる処分をします。これは検事会同等においても全国に、これは検事に徹底させておるのでありますから、その懸案の事案を処理するにあたりましても、適切な処分を見ることがあります。

○佐久間委員 ただいまの質問に関連してお尋ねしたいと思うのですが、勾引状を発行したりあるいは家宅検査の許可をする場合に、一体どこで許可をするのですか、お伺いいたします。

○佐藤(謹)政府委員 勾引状並びに勾留状の発行を求めるのは、これは御承知のように裁判所でありまして、家宅検査の許可をすることについてはもちろん裁判所の令状なり、あるいは裁判所の許可がなければできないことになつております。

○佐久間委員 今まで勾引状とあるは家宅検査の令状を発行して、それによって罪になつたその統計のようなものがありましたよ。

○佐藤(謹)政府委員 今まで裁判所の方でどのくらいの件数取扱つたかといふことは、裁判所の方の統計でわかるところまではございませんが、その勾引状などあるいは家宅検査の令状の出た事件のうち、どのくらいが起訴されたか、あるいは有罪の判決を受けたかという割合につきましては、別に統計をとつ

○佐久間委員 私がなぜそれを尋ねるかと申しますと、最近頻々としてそういう事例があるわけあります。非常に簡単な問題でもただちに勾引状を出す。あるいは税の問題にいたしましても、たまらのうちに家宅捜索をやる。それによつて個人の名前がまるで費損されてしまう場合が多いのです。それほどどの刑に処すべき何ものもなかつたというようなことがたくさん起つておるようになります。この手続などについて、もう少し何とか慎重にやる方法はないものかどうか。それを私は伺はいたかつたのであります。従いまして勾引状を紙ペラのようにどんどん出されるために、地方におきましてはむしろ濫發されておるのではないかというような懸念を與え。国民に非常に恐怖の念を與えつてある。これがいわゆる社会不安の根源ではないかとまで言われておるようになります。いまして、この点に對して私は特に御注意申し上げたいと思うのであります。できるならば先ほど申しました勾引状を発行し、あるいは家宅捜索令状を発行したことによつて、事実それに見合つて罪になつたかどうかといふ決定の資料をお出し願いたいと思います。きょうでなくともけつこうであります。ございましたならば、いつかの機会にいただきたいと思います。

た件数は、千九百七十七件になつておあります。そのうち悪質な脱税者といつておきました。しかしてまたこの查察によりまして、脱税額として税を増額いたしました金額は百三十八億三千四百万円であります。

○佐久間委員 税金の方にはまったく負けて手をあげております。われく一般にいたしましても、すつかり調べられますれば多少のあれは出で来るのあります。それは税務署の方にはあるだらうと思うのでございますが、そのほかのものについては、そうでない場合が多々あるのであります。この点を十分に慎重にしていただきたいことを、私はここで要望するわけであります。これ以上重ねて質問はいたしませんが、この機会に加算税と追徴税のことでお尋ねしたいと思いまして、これが同僚議員からすでにいろいろ質疑をされておりますし、ことに改正も近きにありとすることを、大蔵大臣も言明せられておりますから、ただ私のお尋ねいたたいのは、今までございましたレートによりまして過去のものに課税する場合に、その取扱いに關してどういう方法をやるのか。この前半田局長のお話では、今度改正になりますて、一月一日から新たに施行されるということになりますと、過去のものは過去の率によつてこれを処置なりまして、一月一日から新たに施行されるという事になります。ところが過去のあのインフレの苛烈な時代には、日歩十錢とか二十銭、あるいは二割五分といふようなことも、しかたがなかつただらうと思つてあります。現在の経済状態におきまして、これに賦課すると

いうことになりますと、これは参つてしまはせぬかというような気がするであります。事業がいろいろの面において非常に困つておりますし、引継められつてある現在、非常な苛酷な税金を負担しなければならぬ、さういうことについてはずいぶん苦しい場面が今日出て来るのはいかかと思いまして、税務署の方々に聞いてみますと、この取扱いについては疑問があるようになっておられます。しかし、それが今日出て来るのはいかかと思いまして、税務署の方々に聞いてみますと、この取扱いについては疑問があるように聞いておられますか、承りたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 加算税及び追徴税の取扱いにつきましては、昨日も大臣から御答弁がありましたように、一月一日まではさかのぼつてこの軽減が行なわれることに相なるかと想つのであります。ながら税法の規定は規定といたしますが、昨年の十二月末までは、現在の税法に基いてそのまま実行せざるを得ないかと思うのであります。しかし月一日まではさかのぼつてこの軽減が行なわれることに相なるかと想つのであります。これが同僚議員からすでにございましたレートによりまして過去のものに課税する場合に、その取扱いに關してどういう方法をやるのか。この前半田局長のお話では、今度改正になりますては主として二十三年度、二十四年度、この新しい年度に中心を置きまして、もっぱらその面におけるところの公平を得るという建前をもつて仕事をいたして行く方針でござります。

○佐藤(藤)政府委員 税制が改正になりますれば、私の方の考え方としては、むしろ從来よりも税務署に関する行政訴訟が、相当ふえるのではないかといふふうな見通しを持つておりますが、はたしてどのくらいの結果になりますか。今のところ予想はできないよう状態であります。

○三宅(則)委員 今のお話によりました。今のところは予想はできぬと仰せになるわけであります。なるべく税務署内で片づけ、税務署内で片づかぬものは国税局の協議団で片づけ、国税局の協議団で片づかぬものは訴訟といふ段階になつておりますから、私どもも相当悪質なものもございますので、いたしましては、なるべく訴訟まで行くかないで簡単な片づく方法を講じた確実な調査ができました場合においては、法の適用を避けることはできがたいと思うのであります。それはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。それはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。

○平田政府委員 私が申し上げましたのは、あくまでも税法が合理的なライシンで解決になるということは、たゞたび申し上げておる通りであります。税金の負担は、今までと比べますと相当下ります。これはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。それから

この合理的な解決をはかるという意味におきまして、たとえば解釈上の差とがあるいは事実認定につきましても、單純に話し合い等で適当にやるといったことは、どちらかと申しますとあまり好ましくございませんので、やはりそれ／＼合理的な主張なり努力は傾けまして、実際問題は片づけて行くべきであります。こういたしました通り、われく、といたしましては、今までの経験によりますと、大体二百数件しか行政裁判になつておきましたが、西村委員が先ほどお述べになりました通り、われく、といたしましては、今までの経験によりますと、二百数件ばかりでなく何千件というふうに、もつとたくさん出でないかということを聞いておつたのであります。これがと関連いたしましたが、これと関連いたしましたが、今後は三百数件ばかりでなく何千件というふうに、もつとたくさん出でないかと思ひます。これが行政裁判の関係になると想います。

○木村(築)委員 今の御答弁によれば、今後は行政訴訟がふえるというふうに聞いておられますか、承りたいと思います。

○佐藤(藤)政府委員 税制が改正になりますが、佐藤長官の御意見をひとつ承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 税制が改正になりますれば、私の方の考え方としては、むしろ從来よりも税務署に関する行政訴訟が、相当ふえるのではないかといふふうな見通しを持つておりますが、はたしてどのくらいの結果になりますか。今のところ予想はできないよう状態であります。

○三宅(則)委員 今のお話によりました。今のところは予想はできぬと仰せになるわけであります。なるべく税務署内で片づけ、税務署内で片づかぬものは国税局の協議団で片づけ、国税局の協議団で片づかぬものは訴訟といふ段階になつておりますから、私どもも相当悪質なものもございますので、いたしましては、なるべく訴訟まで行くかないで簡単な片づく方法を講じた確実な調査ができました場合においては、法の適用を避けることはできがたいと思うのであります。それはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。それはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。

○平田政府委員 私が申し上げましたのは、あくまでも税法が合理的なライシンで解決になるということは、たゞたび申し上げておる通りであります。税金の負担は、今までと比べますと相当下ります。これはたゞ、申し上げておられる通りで間違ひありません。それから

この合理的な解決をはかるという意味におきまして、たとえば解釈上の差とあるいは事実認定につきましても、單純に話し合い等で適当にやるといったことは、どちらかと申しますとあまり好ましくございませんので、やはりそれ／＼合理的な主張なり努力は傾けまして、実際問題は片づけて行くべきであります。こういたしました通り、われく、といたしましては、今までの経験によりますと、大体二百数件しか行政裁判になつておきましたが、西村委員が先ほどお述べました通り、われく、といたしましては、今までの経験によりますと、二百数件ばかりでなく何千件というふうに、もつとたくさん出でないかと思ひます。これが行政裁判の関係になると想います。

○木村(築)委員 今の御答弁によれば、今後は行政訴訟がふえるというふうに聞いておられますか、承りたいと思います。

○佐藤(藤)政府委員 税制が改正になりますが、佐藤長官の御意見をひとつ承りたい。

去年は御承知の通り予定申告に対しまして、申告成績が非常に悪かつたので、やむを得ず中間で更正決定等を行つてあります。が、更正決定を行つた結果が、なか／＼これはうまく行かないというような点がありまして、非常な問題が起つておると、いうことも御承知だらうと思いますが、そういう問題も、この制度を導入することによつて、それから最後に、実際問題としまして、今年は所得の計算は、御承知の通り昨年よりもある程度増加するといつておるのをあります。従いまして、立てる前年実績で行きました税額は、予算の額よりも私相当少いと思います。相当少いのであります。従いまして、少しございますので、最初納めます分も、二期に納めます分も、予算額を三分の一した数字よりも相当少い数字だろう、かように考えます。それから農業所得につきましては、御承知の通り單作地帶等は十一月と二月に二分しておましては、今奥村委員のお話になつた通りであります。大体そういう方向に行くようになります。しかしながら計画どおりではなか／＼かといふことは、現実困難ではなか／＼かといふので、シャウブ勧告に基きまして、かような制度を導入することにいたしました次第であります。

○奥村委員 今までの予定申告の成績が悪かつたのを、一挙に是正したために、大体各所得税を三分の一ずつに分割して、今度はぎつかり納めさせるようであります。従つて六月と十月に

かなりの税金が徴収されるということありますので、そこで今回は前年通りあるいはそれ以上の予定申告では、あります。が、このいたさない理由としては、事務が繁忙でできない、こういう意味でありますか。

○平田政府委員 先ほど申しましたように、予定申告の段階におきましては、とにかく余裕を見積つて査定しなくてはなりませんので、今までの経験から申し上げまして、実際やつてみると、たらなか／＼むずかしい。従いましてこれはむしろ大いに簡素化をはかる意味で、前年申告でやれば納税者もそれで予定申告は済んだということになると、うそいうふうな災害など以外の場合で、前年度の総所得金額に対しても十分の二以上減少する場合は、税務署長の承認を得なければならぬ、こうしてでもその段階で中間で調べまして、非常に申告が低いために、むりな、あるいは調査が十分行き届かないで早く決定をしなくてはならぬ、といふようなことをなくなりまして、その点は見えてしましては、こういう方が日本の実情に即するのではないか、かように考えております。

○奥村委員 そこがかんじんなのです。つまり予定申告の場合は将来の事態を見越しての見積りであるから、更正決定はなか／＼困難であるからやむを得ない、こういう意味であります。が、その通りであります。

○平田政府委員 今までの経験によりまして、そういう制度を置くよりも、前年実績で申告されますならば、それで、一応予定納税をしておきまして、重ねてそれに対する更正決定をしないような制度の方が、より実情に即します。そこで、前年の税金が徴収されるといふことの原因の中には、物価が上がりました。そこで前年度以下の所得の申告の場合、風水害とかあるいは大災難の場合は、病気で医療費を支出するとか、あるいは病気で医療費を支出するとか、うそいうふうな災害など以外の場合で、前年度の総所得金額に対しても十分の二以上減少する場合は、税務署長の承認を得なければならぬ、こうしてでもその段階で中間で調べまして、非常に申告が低いために、むりな、あるいは調査が十分行き届かないで早く決定をしなくてはならぬ、といふようなことをなくなりまして、その点は見えてしましては、こういう方が日本の実情に即するのではないか、かのように考えております。

○奥村委員 そこがかんじんなのです。つまり予定申告の場合は将来の事態を見越しての見積りであるから、更正決定はなか／＼困難であるからやむを得ない、といふことの意味であります。が、その通りであります。

○平田政府委員 今までの経験によりまして、そういう制度を置くよりも、前年実績で申告されますならば、それで、一応予定納税をしておきまして、重ねてそれに対する更正決定をしないような制度の方が、より実情に即します。そこで、前年の税金が徴収されるといふことの原因の中には、物価が上がりました。そこで前年度以下の所得の申告の場合、風水害とかあるいは大災難の場合は、病気で医療費を支出するとか、あるいは病気で医療費を支出するとか、うそいうふうな災害など以外の場合で、前年度の総所得金額に対しても十分の二以上減少する場合は、税務署長の承認を得なければならぬ、こうしてでもその段階で中間で調べまして、非常に申告が低いために、むりな、あるいは調査が十分行き届かないで早く決定をしなくてはならぬ、といふようなことをなくなりまして、その点は見えてしましては、こういう方が日本の実情に即するのではないか、かのように考えております。

○奥村委員 そこがかんじんなのです。つまり予定申告の場合は将来の事態を見越しての見積りであるから、更正決定はなか／＼困難であるからやむを得ない、といふことの意味であります。が、その通りであります。

○平田政府委員 今までの経験によりまして、そういう制度を置くよりも、前年実績で申告されますならば、それで、一応予定納税をしておきまして、重ねてそれに対する更正決定をしないような制度の方が、より実情に即します。そこで、前年の税金が徴収されるといふことの原因の中には、物価が上がりました。そこで前年度以下の所得の申告の場合、風水害とかあるいは大災難の場合は、病気で医療費を支出するとか、あるいは病気で医療費を支出するとか、うそいうふうな災害など以外の場合で、前年度の総所得金額に対しても十分の二以上減少する場合は、税務署長の承認を得なければならぬ、こうしてでもその段階で中間で調べまして、非常に申告が低いために、むりな、あるいは調査が十分行き届かないで早く決定をしなくてはならぬ、といふようなことをなくなりまして、その点は見えてしましては、こういう方が日本の実情に即するのではないか、かのように考えております。

○奥村委員 今までの予定申告の成績が悪かつたのを、一挙に是正したために、大体各所得税を三分の一ずつに分割して、今度はぎつかり納めさせるねてそれに対する更正決定をしないような制度の方が、より実情に即します。と申しますのは、おそらく中とどめる意味において、もう一つつ込んでお尋ねいたします。それは前年度と比較してと言われるのではなく、一月から五月までの所得と比べて、としの一月から五月までの所得が十分の二以上減つておるといつてこれが証明できますならば、これは明らかに証明として認められるのでありますか。

○平田政府委員 この緊急措置をとることをあまりはつきり申し上げる

かなりの税金が徴収されるということありますので、そこで今回は前年通りあるいはそれ以上の予定申告では、あります。が、このいたさない理由としては、事務が繁忙でできない、こういう意

てうまく行くのではないか、こういう意味であります。

○奥村委員 それならそれでおとりに

なる方の側としてはその方がお楽であ

らうと思うのであります。しかし今度はとられる方の側としては、この方法に非常に私は問題があると思うので、

それがありますか。

○平田政府委員 先ほど申しましたよ

うに、予定申告の段階におきましては、とにかく余裕を見積つて査定しなくてはなりませんので、今までの経験から申し上げまして、実際やつてみま

す。

○奥村委員 その点をひとつ込んでお尋ねいた

します。そこで前年度以下の所得の申

告の場合、風水害とかあるいは大災難

とか、あるいは病気で医療費を支出す

るとか、うそいうふうな災害など以外

の場合で、前年度の総所得金額に対し

て十分の二以上減少する場合は、税務

署長の承認を得なければならぬ、こう

して認められるかどうか。つまり時価が下落したということが認められるか

が下落したかどうか。

どうか。

○平田政府委員 それにつきましては

取引の記録等に基づいて計算したもの、

事実を証明する書類と一緒に出して

きます。つまり

五月までの状況が前年度に比べまし

てどうか。

○平田政府委員 それにつきましては

事実を証明する書類と一緒に出して

あります。

○奥村委員 なるうど思ひますが、その

ところになるのであります。

○平田政府委員 五月一日現在におきま

して認められるかどうか。

五月一日現在におきまして、一月から

五月までの状況が前年度に比べまし

てどうか。

○平田政府委員 五月一日現在におきま

して認められるかどうか。

○奥村委員 たなばた、十分の二以上所得が減少す

るということの原因の中には、物価が

下落しているということが証明できま

すなれば、この條項によつて、税務署長

が承認できるかどうか。

○平田政府委員 今お尋ねになりました

たような事実だけでは私は証明はむず

かしいと思います。一月から五月まで

同期に比較いたしまして利益がどの程

度減つているか。そういうものが一番

確実な材料であると思うのであります。

○平田政府委員 徒歩の下落が、たとえ

ば去年の十二月末までにすでに始まつ

ておるような場合、こういう場合におきま

して、それは二月の同期に比

ます。徒歩の下落が、たとえ

ば五月までの状況が前年度に比べまし

てどうか。

○平田政府委員 それが第一の原因で

あります。つまり

五月までの状況が前年度に比べまし

てどうか。

○奥村委員 なるうど思ひますが、その

ところになるのであります。

○平田政府委員 それが大分むずかしい

話ですが、しかし全国の各税務署長が今

ではあると思いますが、それだけでは

ちょっと困難かと思います。

○奥村委員 これは大分むずかしい話

ですが、しかし全国の各税務署長が今

ではあると思いますが、それだけでは

ちょっと困難かと思います。

○奥村委員 私は確定なこと

ではありません。必ずしも利益は減らないかも

しれない。それは一つのよるべき事実

ではあると思いますが、それだけでは

ちょっと困難かと思います。

○奥村委員 これは大分むずかしい話

ですが、しかし全国の各税務署長が今

ではあると思いますが、それだけでは

ちょっと困難かと思います。

○奥村委員 私が平田局長と議論をするよ

うなことはあります。それで私はこれを速記録にも

お伺いいたします。こういう災害

を頭に考えてやつてくれればよろしい

と思います。しかしそれがむずかしい。

○奥村委員 これは大分むずかしいことを今実施しよう

とお伺いいたします。

○奥村委員 これが大分むずかしい話

ですが、しかし全国の各税務署長が今

ではあると思いますが、それだけでは

ちょっと困難かと思います。

○奥村委員 これが大分むずかしい話

とかえつてどあい悪いと思ひますが、正確に申しますと、今のような場合であります。と申しますのは昨年一箇年の実績があります。それがわかつておるわけではありません。それを元にしようといふわけでござりますから、それとことしの一月から五月までの分の実績が記録等によつてかりにわかつたといつます。一月から五月までの分を年間に引伸ばしてみるのであります。五月現在の状況がかりに大体同じように続くとしまして、年末まで幾ら利益があるだろか、これは見積ります場合の一一番合理的な方法であります。そういう方法をやりまして一月から五月までの実績に基きまして、年末まで五月の状況をもとにして引伸ばしてみる。その引伸ばしました所得が前年の実績と比べまして、はたして二割増減しておるかどうかといふのが、これが私は一番よるべきい材料ではないかと考えるのであります。もちろん個々の人の事情によりまして必ずしもそういう方法によれない場合もございましよう。それから季節的変動等もございまして、一年に伸ばす場合におきましては、やはり顯著な季節的変動のある事業につきましては、そういう実情も考慮しまして年間の所得を見積らなくちやならないかもしません。しかしながらいざれにしても、極力そういう合理的な方法を用いまして、事実が明らかになつておりますならば、税務署長は二割以上減つておると認められる場合は、必ずこれは承認を與えなければならぬ法律にいたしておるのであります。

す。納税者の身にとつては、昨年より
も二割以上所得が減つておるのだとい
ふことはおそらくみな腹に持つておる
が、この條文に照して税務署長に承認
させる申請書なりその証拠書類をどう
つくるかということに、おそらく納税
者の大部分が苦しむだらうと思う。そ
の承認するかどうかを單に税務署長の
裁量にまかせるということ、これが大
体今までの税法の欠陥で、従つて場合
によると問答無益で、いやなら警察に
ひっぱつて行けということになるの
で、ここを明らかにしておきたい。そ
れのためにひとつ局長にお尋ねして、
これを速記録に残してもおきたいの
で、今局長の御答弁はそこの言葉がば
けてしまいました。あつたじやないか
と思ひますでは、これは速記録に載せ
ても証拠になりませんので、ここはは
つきりしておきたい。第一私はどう考
えても税務署長に承認させるような文書
類が、どういう場合承認させられるか
という場合は私が私は一つも考え方
せめて一つでも二つでもつき
り残していただきたいから、つつ込ん
でお尋ねいたします。單に物価の下落
ということは、これは承認のされるも
のでない。それは当然私から申し上げ
るまでもなく、物価変動の場合において
ては調整比率でもつて別にやるのであ
りますから、これは問題にならぬ、そ
うするとその個々の承認の証拠書類と
しては、どうしても前年度と今年度との
状況に照らして行かなければならぬ
ぬ。そこで非常に可能な場合として
税務署長がいわく、今までは一月から
五月までは下つけられども、五月から
十月までもうかる場合があるじやな
い。

から、逃げられないようにはつきりさせると、昨年一年中の所得と、今年の一月から五月までの所得を実績によつて比べてみると、一年を通計してみて二割以上減つておるといふ帳簿上その他の証拠書類を提出することができるならば、税務署長はこれを承認する。こういうふうになるのでありますか。またさような通知をお出しになるかどうか、お伺いします。

○平田政府委員 先にも申し上げておりますが、確実な証拠があります場合におきましては、税務署長は承認しなければならぬことに規定しております。しかしてその判断の基準をどのよろに求めらるかということが、今奥村委員がたびくお尋ねになつておるところだと思いますが、私は原則的な基準等を提出しておられる納税者の場合、多分それが相当可能であろうと田中によつて一月から五月までの記録が明らかになつておる。ことに青色申告は一月から五月までの期間を打切りまして、毎月の現況によりまして判断しまして、年間に見積られるわけであります。その後の状況を見積りまして、そし将来の見通しをそこに入れますと客觀的な基礎がなくなりますので、大体この現況によりまして判断しまして、おきまして五月一日の現況によりまして、その後の状況を見積りまして、そしによつて所得を年間に引伸ばしてます。その引伸ばした所得といふものが、前年の実績に比べまして二割増があるかどうかということで判断するよりほかないと思います。従いまして市内に活動する有り難い事業者によつてみると、市内に活動する有り難い事業者によつてみると、

てないよ。しかし事業の利得におきましては、一月から四月までの実績でござりますから、それを三倍にした数字が年間の利益、その利益を前年の利益と比べてはたして二割余のものさしだけで妥当を得るかと申しますと、必ずしもそうじやない場合もあるかもしれません。しかし零力なものさしだと思います。それはなかなか増減があるかどうか。これが一つの有力なものさしだと思います。しかし零のものさしだだけで妥当を得るかと申しますと、必ずしもそうじやない場合もあるかもしれません。一番基本的になるものさしひはそういうものであります。あらうと思ひます。それはなかなかおられる方々は、帳簿をつけている取引の記録を、青色申告制度を利用して税務署に承認の申請をしてもらおうとしていることになるわけであります。どういたしましてそういう事実が明らかであります場合は、法律にもつきましてはござりますから、これに基きまして税務署長も承認しなければならないということがあります。従つてそういう事実があるにかかわらず承認しない場合には、審査の請求も可能規定に実はいたしております。従つてそういう事実があるにかかわらず承認しない場合には、審査の請求も可能のであります。再調査の請求もできることにいたしております。

官吏が私意で、詫へて、年金をうりして、それで問題を解決して行くといふよりほかないと考えます。

○農村委員 そこで税務署長の承認、不承認に對して不服のある場合は再調査の請求ができるとおつしやいましたが、その再調査が今までの例をもつてみればなはだ困難であつて、確定申告まで延びておるということが多かつたのであります。今はそれが迅速に行われ得るという見通しは立つておりますか。

○平田政府委員 私は今後非常に経済界が変動いたしまして、所得が減少するという事実が発生した場合におきましては、今御指摘のような事件が相当出て来るだらうと思いますが、今の大体の状況から申しますと、特殊な産業にはあるいは予想されるかもしませんが、一般的な小売業、製造業等において、前年度の実績より所得が非常に減るだらうというようなことは、まず考えられないと思ひます。従いまして一般的に減るだらうと予想されるような事態の場合におきましては、先ほどから申し上げておりますように、一定の率で前年度実績額を増減してこの法律を適用することにいたしております。従いまして一般的な変動がないう場合におきましては、こういふものに該当するものとして出来てきますが、従来更正決定いたしますそのすべてのケースに比べますと相当少いだらうと考えます。従いましてかりにそなういう紛議が起りますても、従来のように数多くの納稅者を相手にしないで、比較的の少數の納稅者を相手にいわてしまして、それへ処理をいたすことになりますから、よほど従来より多く

理的な解決がばかり得るのではない

か。すみやかにそういう際は処理する

ように努力すべきものだと考へるので

あります。

○奥村委員 私は二十一條の三の物価

変動の状況等を勘案いたしまして、い

わゆる調整比率をきめるということ

は、少くとも業種別と申しますか、そ

うようなことで行くべきであつて、

全般的に一割増すとか、一割減るとか、

そういうことは實際上あり得ない。

○平田政府委員 この法律につきまし

てはいづれ法律案として提出いたしま

して、政府のよるべき基準を実はきめ

てもらおうと思つております。その程

度を何割ぐら増減がある場合において

これを適用するか。それから今御指

摘のようにある程度業種別にやるか。

これも研究問題だらうと思います。こ

ういう問題につきましてはよく研究い

たしまして、別途法律案を提案いたし

まして、適当なる機会にこの規定が附

けるよういたしたいと考えております。

今年は大体におきまして政府は今

のところある程度全体としては所得が

ふえるだらう。物価は若干下るかもし

れませんが、まず前年度におきまして

より今年の予定申告の際におきました

ては、さしたる支障はないだらうとい

う考えでおる次第でございます。この

法律につきましては今お話をなりまし

て、適切なる比率をつくるようになら

したいと考へております。

○奥村委員 予定申告についてまだ

あります。また別の機会にお伺いいた

たしたいと考へています。

次に第十條の四、今回のこのたなお

ろしの制度をお認めになりましたが、この「事業の種類ごとに、命令で定められた方法のうちいすれか一を」、この命令はいかなるものを予定しておられますか。

○平田政府委員 これは、個人につきましては、大体昨日大臣もお話をなりま

したように、原則として原価主義で行

くという従来の方法を踏襲するつもりでございますが、原価主義で行きます

る場合におきまして、法人と同じよう

とか、いろいろございますが、そう

いう方法のいずれかを選択して用いる

ことができます。しかし一旦用いまし

た場合におきましては、その方法を年

年かえることはできない。原則として

同じ方法を踏襲してもらう、こういう

ことにつきましては命令で規定するつ

もりでございます。先般法人税につき

まして、若干御説明申し上げておきま

したが、大体そういう考え方で参りました

い。時価主義は、個人の場合におきま

して受けけるわけでありまして、それが

実態がその通りでありますればその通

りやります。同族会社の場合におきま

しては、行為計算の否認規定がござ

いまして、不當に租税を少くする目的

で、一定の計算をやつております場合

におきましては、政財は別途の計算を

用いまして、所得の認定をやる場合の

とでありますので、私も納得はでき

ました。ただ命令の内容を具体的に承

りたかつたのですが、まだ案が出てお

りませんか。

○平田政府委員 この点は会計技術上

相当複雑なものでございますので、目

下案を練つておりますが、大体今申し

上げましたように、方法としましては

御承知のようになりますが、四つか五つの方法があ

るわけであります。そのいづれかの方

た方がよろしいのじやないか。そうし

てその半分なら半分だけを予定納入い

ただ一旦選択しました場合は、その方

法を変更しようとする場合には、税務

署長の承認を経なければならない。こ

ういう大体の命令の趣旨になるかと思

います。

○奥村委員 第十一條の二に、「納稅義

務者の經營する事業から所得を受ける

場合においては」ということになつて

おりますが、これは個人の形態をさす

のであつて、もしその納稅義務者の関

係しておると申しますか、主催する法

人から受ける所得は該当しない、こう

いうよう法律上は解釈できるのです

が、事実は法人から入るもののがかなり

ある。その場合はどうなるか。

○平田政府委員 この條文は御解釈の

通りでございまして、納稅義務者が個

人である場合に限ります。それから法

人から受ける場合におきましては、そ

れぞれ法人から給與所得、配當所得と

して受けけるわけでありまして、それが

実態がその通りでありますればその通

りやります。同族会社の場合におきま

しては、行為計算の否認規定がござ

いまして、不當に租税を少くする目的

で、一定の計算をやつております場合

におきましては、政財は別途の計算を

用いまして、所得の認定をやる場合の

とでありますので、私も納得はでき

ました。ただ命令の内容を具体的に承

りたかつたのですが、まだ案が出てお

りませんか。

しまして、できるだけ簡便な方法をと

りたいと考えております。

○北澤委員 一点だけお伺いいたしま

す。当委員会におきましても、農業協

同組合に対する法人税につきまして、

いろ／＼議論があつたのであります

が、今度の法人税法の改正案の第六條

を見ますと、「命令で指定する重要物

産の製造、採掘又は採取をなす法人に

は、命令の定めるところにより、製

造、採掘又は採取の事業を開始した事

業年度及びその翌事業年度開始の日か

ら三年以内に終了する事業年度におい

て、その業務から生じた各事業年度の

所得に対する法人税を免除する。」こう

いう規定があるのであります。これ

は命令によりますと、金地金、石灰岩

、命運など、これらは、金鉱石、砂金鉱、石油、石

炭、亜炭、こういうものが重要物産と

して指定されておるのであります。

農業協同組合なり、中小商工業協同組

合なり、あるいは漁業協同組合なり

は、ある程度基礎が固まるまでの間、法

令一年あるいは二年くらいの間、法

人税の賦課について何か特別の考慮を

拂う余地がないかという点について、

お考方をお聞きしたいと思います。

○三宅(剛)委員 今の主税局長の御答

弁は、まことに当を得ておると思いま

すが、私どもの一番心配いたしますの

は、一箇年の会計年度であつた場合に

おきましたは、決算書を出さないで、

ただ予定申告いたしまして、半額以上

納めておいたならば、これが一番便利

な方だと思います。その構想をなさ

らうと思います。

○平田政府委員 前年実績の半分でや

ります場合には、なるべく手続きを簡

素化したいと思つておりますが、目下

その点につきましては、施行細則等の

問題と関連いたしまして研究いたして

おりまます。御趣旨の点はよく研究いた

第六條の、特に先ほど申しましたよう

うな次第であります。

○北澤委員 そうしますと法人税法の

第六條の、特に先ほど申しましたよう

な物品に對しては、事業会社には三年の間は免稅するといふことに規定しました理由を伺いたい。

○平田政府委員 これは何と申します

ても、日本の産業の發展に基礎的に重要な物資だけに限定いたしておるのであります。この中でも今度無炭等はやめようと思つております。一部改廃をする見込みでございますが、こういふ種類の物産は何と申しましても、日本の産業再建に必要不可欠なものであり、これがふえなければ国民生活も一般の生産も、とうていうまく行かぬと考えますので、やはりこのためには存置した方がいいのぢやないかという考

えであります。品目等につきましては、そのときの情勢に応じて適切に定めました。一時戦時中は相当高く軍需品の原料等を免稅いたしておつたのであります。二十二年に相当大幅に整理いたしまして、現在の品目になつております。なお最近の事態に応じまして若干の加除をいたすべく、目下関係各省と検討中といふことを申し上げておきたいと思います。

○北澤委員 政府の方でもいろいろ御都合があると思いますが、先ほど申しましたように農業協同組合なり、あるいは中小商工業協同組合なり、あるいは漁業協同組合といふものが新体制に切りかえられて、新しくスタートをしたと見ても同じなんですが、やはり事業開始早々いろいろ問題があります。もう一ぺん局長のお考えを伺いたい。

○平田政府委員 今回は、御承知の通

り法人の課稅は、大体株主なり出資者がいる場合には、個人の負担を法人の段階でやるという考え方を多分に織り込んでおるのでございまして、結局法人の段階で課稅しましても、個人の所

得を総合します場合には二割五分の控除を認めることにいたしております。

そういう点からいたしまして、今回の制度いたしましては、やはり同じようかといふことは、これは政策の問

題であります。その必要がありますれば、むしろ補助金等によつて適切な措置をはかつた方が妥当ではないか。

特別法人は性格といたしまして、前々申し上げておりますように、事業の分量に応ずる配当は益金に算入しておりますが、二十二年に相当地理的、たしまして、現在の品目になつております。なほ最近の事態に応じまして若干の加除をいたすべく、目下関係各省と検討中といふことを申し上げておきたいと思います。

○北澤委員 政府の方でもいろいろ御都合があると思いますが、先ほど申しましたように農業協同組合なり、あるいは中小商工業協同組合なり、あるいは漁業協同組合といふものが新体制に切りかえられて、新しくスタートをしたと見ても同じなんですが、やはり事業開始早々いろいろ問題があります。もう一ぺん局長のお考えを伺いたい。

○平田政府委員 今回は、御承知の通

事実は法律の精神が根本からかわりません。従つて、新たに出資をして以前の財産を買収するという形になつておりますか

どちら、事実これは新規になつておりま

す。その点を御考慮を願いたい。

それからいま一つ事業分量によつて

配当するのであるから、純益は少いところがその通りに行きますと、この農業や漁業協同組合は事業分量でどん／＼配当いたしまして、いつまでたつても資金の蓄積というのをやらぬ。ということは、農村、漁村の中核体である政府の最も重大な政策上の組合が、いつまでたつても大きく育

たないと、いうことになるので、その点は局長の方ももう少し考え方を願

いたい。これは質問ではありませんが、北澤委員のお言葉に添えて申し上げておきたいと思います。

○宮澤委員 酒税についてちょっとお伺いいたします。酒税は、シャヴァー勧告案よりも今度の政府案が大分上つてましたならば、公平に負担してもらつてよさほど大きな影響を與えないから、負担の公平ということで、この際

ひとつごしんばう願うといふように、お願いしたらどうか。こういう考え方で、今度は法人税全部一律の三五%の税率にいたしまして、提案をいたしておるのであります。

○奥村委員 開連して……。これはくどいようあります。ただいまの北澤委員のお話になつた農業協同組合、漁業協同組合ですが、局長の御答弁によりますと農業協同組合、漁業協同組合はすでに前身があるのであつて、特に純然たる新規にできたものではない、こういうお言葉でありましたが、

ましようか。

○平田政府委員 酒については先般委員長からも大分御意見がございました

て、お答えいたしたのでござります

が、私ども率直に申し上げますと、あ

まり酒の税金はかけない方がいいとい

ふうに考えておきましては、酒は

相当やはり増税をはかつてしかるべきだというようなシャヴァー勧告もござ

ますし、政府としましても、やはり若

干の増税はいたしからうという考

えでござります。税収額は予算面から申しますと、大体二百八十八億程度ふえ

ますと、地方二百八十八億程度ふえ

ております。すなわち自然増の分が百

六十億、地方の酒消費税の五%の分

を酒税に織り込んだ分が六十二億、す

なわち約三百七十七億のうち二百三十

三億というものは、自然増と地方消費

税の統合した分であります。これは増税と何ら言うべきものではございません。先般も申し上げましたように、最近

原料の値上がりは技術が進歩

も、一つの考え方でございますが、それだけでもやはりうまく行かないのじやないかと見えます。何となれば、たとえばよしよしむらのときは御承認

の通り二十五年で今出しておりますので、原価の切下げをしております。

公定価格をかるつもりであります。

その四十二億円のうち、取引高税の廢止と附加価値税の増税によりまして、

出で来る分が約二十億近くあります

て、純粹の酒税の増税と申しますのは、私どもは二十二億いくらの税の引上げであるということにしかならぬ、こういうそろばんでございます。

酒の値段から見ましても、合成酒の二級は現在よりも引下げております。それから三級ウイスキーも現在よりも値段が引下げになる。上のものもありますが、下るものもあるわけであります。

従つてこの際としてはこの程度はいたしからう。しかし将来は大いに増産をはかりまして、酒税の税率の引下げに努力いたしたい、かよう考えます。

○宮澤委員 この酒税の決定の仕方ですが、大分地方の醸造家はアルコールの度によつて税をきめたらどうか、こういう意見があるようあります。それから今年度の米の酒が四十何万石とこれは先般も申し上げましたように、

実は大部分は自然増收と、それから地方の酒消費税を統合したことによる増税と何ら言うべきものとに、醸造の設備を改善している方もあるようあります。それから今年度の米の酒が四十何万石と決定されているそうですが、地方では本年度は六十万石ぐらいつくらせるだ

りうとういう想像のものとに、醸造の設備を改善している方もあるようあります。それがこの点をちよつと……

○平田政府委員 酒の税率をアルコール度数にらみ合せてつくるというの

も、一つの考え方でございますが、それだけでもやはりうまく行かないのじやないかと見えます。何となれば、たとえばよしよしむらのときは御承認

の通り二十五年で今出しておりますので、原価の切下げをしております。

公定価格をかるつもりであります。

その四十二億円のうち、取引高税の廢止と附加価値税の増税によりまして、

出で来る分が約二十億近くあります

とおもふるようになりますが、この点をこなすといふ場合が、非常に多くなりました。不衛生な酒を飲んで身体をこなすといふような公述をしておられたよう

であります。これがために審議が多

くなつたり、不衛生な酒を飲んで身体をこなすといふような公述をしておられたようになります。

それによりまして約十二億円ほど増收になつていて、差引きますと結局にお

いて約四十二億円程度が増税である。

の実情に即するかどうか。そういう点

がこれははたして国民の実際の消費

の実情に即するかどうか。そういう点

らないのではなかろうかと思ひます。同じ種類の酒につきましては度数の点を考慮することは、確かに一つの方法と思ひますが、違つた種類の酒においてはさよくなわけには行かない。ビルのごときはアルコールはわずか四%である。従つて度数で課税すると、ビルの値段は今の半分以下になるかと思ひますが、それもいかがと考へるのであります。いろいろな点を考慮いたしまして、結局妥当なる税率をきめらるという考え方であります。それから酒の造石につきましては、何と申しますしても清酒は戰前は四百万石以上の米を笑は酒に使つておつた。それが実に四十三万石に石数が減つたのであります。十分の一に原料がなつてしまつております。これはまつたく食糧事情の影響であります。そういう際におきましては私どもいたし方ないと思つておいたのでござりますが、今後食糧事情が緩和するに伴いまして、できますればこの数量を私どもとしてもふやしてもらいたいと思つております。本年も若干六万六千石だけ増加の原料で、五十万石程度の割当を受けることになりました。将来におきましては食糧事情の許す限りこれをふやしまして、正規の酒を増産して、値段はできるだけ下げ、やみ酒を駆逐して、国庫收入も入れて行き、いいかげんなやみ所得がないようにするという方向に極力持つて行くべく、努力いたしたいと考えます。

○平田政府委員 農村方面は全部合成酒というわけではございません。工場、鉱山には合成酒が相当行つてゐると思ひますが、農村には普通の清酒も相当行つてゐるかと思ひます。この割合は當はやはり国税局でやりまして、それに応じてやることにいたしておりります。もちろん農林省の意見に従つてやることになりますが、どういう品種をどこにやるかということは、これは主として國税局でやつてあるようあります。

る御ててそういう原則から行くならば、農民は政策的にこういう主食類を押えられておる。従つて自分のつくつた米からとるとこらの酒、しかも販売したりする場合においては許されないでしようが、農民が飲むだけの酒は、これは大蔵大臣の言う原則からいえど、自由ですからあたりませえです。もちろん販売するものは税金をとらなければならぬが、自分でつくつて自分で飲むだけは自由にされたらよいと思ひますが、そういう構想はありませんが、できるならそうしてもらわぬとか。できるならそうしてもらわぬとか。大体農民は現金収入がなくて困つてる。

にこもつともりでありますので、今年増産になる分も、なるべく農村の方に安酒とした配給いたしたいと考えております。

なおこの機会に、先般竹村委員からお尋ねがありました農民負担の総額の一応の計算を申し上げて、御参考にいたしたいと思います。所得税が前に申し上げましたように二十四年度は四百二十億、これが二十五年度におきましては三百二十二億になるのであります。それから事業税を二十四年度は大体四十三億円程度納めていたと認められます。改正後はこれはなくなります。それから住民税が、府県と市町村と合せまして、大体五十八億円程度納めていたのではないかと推計されるのであります。改訂後におきましてはこれが八十五億円程度にふえる。それから地租と家屋税を入れまして、二十四年度は大体五十四億円程度のものが、改訂後におきましては百五十四億円程度にふえる。合せますと五百七十五億であります。それが改訂案によりますと四百六十一億円程度になります。大体の傾向はさうであります。これは実際の収取額でござりますが、実際の新税法による賦課見込額はもつと差がたくさん出るようであります。何となれば二十五年におきましては、二十四年度の繰越額を相当所得税等に計上いたしておりますので、かようか方税につきましては税率、控除等につきまして目下最終的な案をつくつて、近く提案になると思いますので、そ

○竹村委員 今朝の午後二時半から、酒の税金を全部やめるというのではない。ただ問題は、農民は安い米、いわゆる生産費を償わない米を買われておるのだから、農民が自分だけでのむ酒、いわゆるどぶろくですが、これだけは——さつきから聞きますと三千五百円というような厖大な密造取締りの予算を組んで、そうしてそういうべらぼうなことをされるということだが、これはもちろん商売に売るものを取締られるのかもしませんが、どぶろくをつくつて監獄に行つたという例も聞いておる。従つて百姓がつくつて自分で飲むだけは、そういう取締りをしないで自由にしたらどうですか。その方がよいのではありませんか。

○平田政府委員 竹村さんは農村だけの見地から御判断になつておるようではあります。たゞ問題は、農民は安い米、いわゆるどぶろくですが、これだけある生産費を償わない米を買われておるのだから、農民が自分だけでのれ酒、はうなことをされるということだが、これはもちろん商売に売るものを取締られるのかもしれません。どぶろくをつくつて監獄に行つたという例も聞いておる。従つて百姓がつくつて自分で飲むだけは、そういう取締りをしないで自由にしたらどうですか。その方がよいのではありませんか。

○野川委員長 本日はこの程度にいたしましたので散会いたします。